

福津市子ども・子育て支援事業計画（素案） 市民意見公募によるご意見・回答表

No.	提出されたご意見(概要)	市の考え方
1	<p>不登校の子どもがいます。子どもの権利を守るいじめ、不登校の対応についてです。これは当事者の気持ちを無視しています。教育機会確保法も無視しています。学校復帰ありきの対応は当事者を傷つけます。不登校の原因はいじめだけではなく、学校と合わない子どももいます。学校から求められる協調性が子ども傷つけたり、いじめの原因になったり、保護者としても疑問に思うことがあります。不登校は問題行動ではありません。学びの選択をしているだけです。学びの場は学校、教育センター、家庭学習、フリースクール、塾、その他あります。子どもや、保護者に学校復帰にとらわれず、寄り添って支援していくようにしてください。</p>	<p>ご指摘のとおり、教育機会確保法&lt;義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成 28 年法律第 105 号）&gt;の趣旨に沿ったものではなく、学校復帰を前提としたものとなっていたため、P45 2（1）②いじめ、不登校の対応について、3行目の「今後も」以降を次のように修正いたします。</p> <p>「今後も、いじめの早期発見の取り組みや不登校児童生徒への支援については、教育機会確保法&lt;義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成 28 年法律第 105 号）&gt;の趣旨に沿って、こどもたちが自分の力を取り戻し、自らの将来を主体に捉え、社会的に自立することを目指して関係機関が連携・共働するとともに、こどもの多様性を認め、寄り添い、こどもたちが自分の力を発揮できる場所や学習の機会を提供します。また、継続的にいじめ防止対策や不登校支援について、意識啓発を進めます。」</p>
2	<p>事業計画案全体を通して感じるのですが、具体的な内容が掲載されておらず、内容が抽象的すぎてわかりにくいです。私たち市民が読んでわかるような内容を求めます。</p> <p>いじめ不登校の対応に関しての掲載、あまりにも今の文科省の通達と逆行した学校復帰を前面に出されていること、親や子どもがさらに追いつめられることを危惧しています。教育機会確保法を読み込んで不登校に関して把握してください。</p> <p>不登校の子どもたちの大半が子どもの人権を守られず不安を抱えていることがあります。先生方が子どもを叱責し体罰を加えられている姿をみて、それを自分の事のように感じてしまい、恐怖からくる嘔吐や抜毛腹痛頭痛にチックなどの身体症状が現れ、学校に行けなくなりました。ただ、学校復帰をめざすのは、一面的すぎます。学校の環境が子ども自ら通いたくなる環境に、いじめの起きない環境にするために、子どもの権利を守る大人側の意識改革を求めます。</p>	<p>福津市第 2 期子ども・子育て支援事業計画（素案）は、子ども・子育て分野における目標像や基本となる方針・施策の方向性を示すものとしており、個別・具体的な事業については、関係課において、関係団体・機関等と連携・共働し、この方向性に沿った事業に取り組みとなるよう進めてまいります。</p> <p>いじめ・不登校の対応については、ご指摘のとおり、教育機会確保法&lt;義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成 28 年法律第 105 号）&gt;の趣旨に沿ったものではなく、学校復帰を前提としたものとなっていたため、P45 2（1）②いじめ、不登校の対応について、3行目の「今後も」以降を次のように修正いたします。</p> <p>「今後も、いじめの早期発見の取り組みや不登校児童生徒への支援については、教育機会確保法&lt;義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成 28 年法律第 105 号）&gt;の趣旨に沿って、こどもたちが自分の力を取り戻し、自らの将来を主体に捉え、社会的に自立することを目指して関係機関が連携・共働するとともに、こどもの多様性を認め、寄り添い、こどもたちが自分の力を発揮できる場所や学習の機会を提供します。また、継続的にいじめ防止対策や不登校支援について、意識啓発を進めます。」</p>

	<p>子どもの遊び場所についてですが、折角の子どもたちが自由に遊べる「わかたけ広場」が冬季に閉まっていて使えないのはなぜですか。「炊飯場」では火も使える子どもたちにとって豊かな体験ができる場所です。ぜひ使わせてください。</p>	<p>利用期間につきましては、野外活動広場条例施行規則において定めるところです。主としてキャンプ場としての性格を有する施設であることから、冬季の利用を制限させていただいているところです。現状の施設管理の体制を踏まえ、利用期間を設定しておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>
	<p>「フクスタ」は拠点ということですが、子どもだけで行けるのは地域が限定されています。どこの地域でも子どもが歩いて行ける居場所を作ってください。</p>	<p>ご指摘のとおり日常生活の活動範囲が拠点となることが望ましいと考えます。こどもの多様な体験のために継続して検討していきます。</p>
3	<p>現在福津市の子どもに関する最重要課題である「福間小・福間南小・福間中・津屋崎小」のことについて全く触れていないのはなぜですか。福津市ではまだ続々と家が建っています。このままで大丈夫なんですか。ひずみが全部子どもたちに行っているのが心配です。子どもの権利条約の上からも、子どもの健康や安全の面からも早急な対応が必要だと思えます。</p>	<p>福津市第2期子ども・子育て支援事業計画（素案）は、子ども・子育て分野における目標像や基本となる方針・施策の方向性を示すものとしており、個別・具体的な事業については、関係課において、取組を進めていきたいと考えております。</p>
	<p>この計画には「子ども」が見えません。子どもの意見が一番大切だと思います。子どもの声を聞いてください。</p>	<p>福津市第2期子ども・子育て支援事業計画（素案）は、子ども・子育て分野における目標像や基本となる方針・施策の方向性を示すものとしており、関係課において、個別・具体的な事業を進めるうえで、こどもを含め、保護者や関係者の声を聞きながら進めてまいりたいと考えています。</p>
4	<p>事業計画をざっとですが見させていただきました。細かいところまでよくわからないのですが、子どもが3人（8月に4人目の予定）いる個人的な希望としましてインフルエンザの予防接種の補助をいくらかしてもらえると大変助かります。1人2回で6000～7000円くらいするので3人もいるとそこそこの負担を感じてしまいます。高齢者の補助ほど安くしてほしいとは言いませんが半額負担程度になると大変助かります。保育園はじめいろいろと補助してもらっていてなんですが検討していただけないのでしょうか。</p>	<p>福津市第2期子ども・子育て支援事業計画（素案）は、子ども・子育て分野における目標像や基本となる方針・施策の方向性を示すものとしており、個別・具体的な事業については、関係課において、法制度など鑑みながら、今後の事業を進めていきたいと考えています。</p>
5	<p>不登校の子どもの対策として、学校に復帰させるという文字に目を疑いました。こども一人一人を大切にという運動が全国的に広がっているのに、時代錯誤も甚だしいと思います。前川元文部事務官の発言にあるように、今の学校が子どもの実態に合わなくなっているのです。社会は多様性を求め、子どもの学びにも多様な学びが要求されています。子どもの居場所作りを目指すのが、福津市の役割ではないのでしょうか？そもそも教員にとって楽しい職場でない限り、子ども達が喜んで学校に行けるはずがありません。英語もダンスも道徳も教えずにはいけない、いじめはなくさなくてはいけない、クレーマーparentsには対応しなくてはならないなど、教職がブラック職業といわれる現状では優</p>	<p>ご指摘のとおり、教育機会確保法＜義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号）＞の趣旨に沿ったものではなく、学校復帰を前提としたものとなっていたため、P45 2（1）②いじめ、不登校の対応について、3行目の「今後も」以降を次のように修正いたします。</p> <p>「今後も、いじめの早期発見の取り組みや不登校児童生徒への支援については、教育機会確保法＜義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号）＞の趣旨に沿って、こどもたちが自分の力を取り戻し、自らの将来を主体に捉え、社会的に自立することを目指して関係機関が連携・共働するとともに、こどもの多様性を認め、寄り添い、こどもたちが自分</p>

<p>秀な人材は学校に集まらないのではと危惧されます。未来の日本への投資として子ども達に関わって下さることを希望します。歴史的には、軍隊をモデルに作られた学校ですが、新たな学校の形態を願います。</p>	<p>の力を発揮できる場所や学習の機会を提供します。また、継続的にいじめ防止対策や不登校支援について、意識啓発を進めます。」</p>
<p>全体的にきれいな言葉でまとめられていて、具体例が少なく、現実性が見えてこない。計画を立てて、実証ができるような内容に作ってほしい。過去やってきたことを挙げての評価や課題提案なども入れてくれたら、今まで福津市が取り組んできたことがわかりやすいのに残念だ。</p>	<p>福津市第2期子ども・子育て支援事業計画（素案）は、子ども・子育て分野における目標像や基本となる方針・施策の方向性を示すものとしており、個別・具体的な事業については、関係課において、関係団体・機関等と連携・共働し、この方向性に沿った事業に取り組みとなるよう進めてまいります。</p>
<p>郷づくりの存在が薄い。もっと文中に郷づくりの名前が出てほしいと思うのに、あまりにも少なすぎる。これでは郷づくりを市のパートナーとして見ていないのではと思わせる。</p>	<p>郷づくり活動については、福津市の計画全体を表す「福津市まちづくり計画」において、テーマ別目標像の取組方針の中で地域自治の基盤として位置付けており、市政運営におけるパートナーとして「共助」のまちづくりを目指しています。分野別計画である子ども・子育て支援事業計画（素案）においても、P3の計画推進における連携・共働図（イメージ）の中で郷づくり協議会を位置づけており、連携・共働しながら、こどもを生き育てやすいまちづくりを進めていきたいと考えております。ご指摘を受け、P35、P43及びP54に郷づくり推進協議会を追記しております。</p>
<p>6 P10～11 アンケートの結果が掲載されているが、(1)出生率、(2)婚姻件数・婚姻率、(3)離婚件数・離婚率、これ以外にも最初からシングルマザーもいるはずである。この方たちは孤立育児（ワンオペ育児）率も高いと思える。「結婚を前提とした出産」とらわれていないだろうか。</p>	<p>福津市第2期子ども・子育て支援事業計画（素案）のアンケート結果については、より割合が高く、影響が大きい項目と考えられる主要設問に絞って掲載しておりますことをご理解ください。また、出生率については、シングルマザーが出産した子どもも含まれますので、この点に関しては、必ずしも「結婚を前提とした出産」には該当しないと考えています。今後、分かりやすい表現となるように努めます。</p>
<p>P18 ③保護者の就労状況と書いているのに、その下で《母親の就労状況》と母親のみについて載せられており、そのあとの P51 ③父親の子育てへの関り促進の項目で父親が育児に関わるメリットが書かれている。ここで分けられている意味があるのか？男女共同参画とうたっている福津市において、育児のメインが母親だと書いているような印象を受ける。</p>	<p>福津市第2期子ども・子育て支援事業計画（素案）は、教育・保育事業の需要量の見込みと確保方策も盛り込む必要があり、保育所等に入所するための「保育の要件」については、「就業の状況」が大きく関わります。アンケートの結果では、父親のフルタイムの割合が高く、父親に比べ、フルタイムで就業していない母親の割合が高くなっていることから、「母親の就業状況」が大きく「保育の要件」に影響を与えるため記載していますが、父親の就業状況について記載がないことから P18 に追記いたします。また、この計画には記載していませんが、アンケート結果では、「子育て（教育を含む）を主にしている人」項目で、主に父親（就学前 0.0%、小学生 1.0%）が、主に母親（就学前 37.1%、小学生 41.4%）よりも低い割合となっているため、父親の子育てへの関りの促進を基本的施策に掲げさせていただいております。P34にも同内容を追記いたします。ご理解ください。</p>
<p>表の一番下、家事育児の時間も枠に入れてほしい。家事も外でやるものと、家の中でやるものとあるので、その辺りも記載してほしい。</p>	<p>福津市第2期子ども・子育て支援事業計画（素案）は、教育・保育事業の需要量の見込みと確保方策も盛り込む必要があり、保育所等に入所するための「保育の要</p>

	件」に大きく関わる「就労状況」の内訳として記載しています。「家事育児の時間」は「保育の要件」に該当しないため、設問の設定はできません。ご理解ください。
P20 上から2番目の「パート・アルバイト等の就労形態」で父親の数が入っていない。おそらくアンケートに答えた大半が母親なのだろうと思われるが、パパサークルなどの会員などもあるのだから、父親にもアンケートをとるべきではないか？父親も全てが正社員で働いているとは限らない	調査票は対象とする子どもの世帯に配布しており、「母親」「父親」の指名で配布はしていませんが、結果として母親の回答が多くなったものと考えます。そのため、「就労していない」「父親」の希望する就労形態の「パート・アルバイト等」は回答が「0」でした。今後実施するアンケートについては、記載対象の設定等、方法の検討を行います。
P24 ファミリーサポートセンターの利用数が極端に少ない。最初の一回目の手続きである講習を受けるなどが面倒だという意見をよく聞く。普段とは違うイレギュラーな状況（例えば保護者が急病になり、病院にいきたいけど、預け先がないなど）の際にサポート体制があると助かる。また子育てのお手伝いをする人「まかせて会員」の高齢化など問題視されているため、制度の見直しが必要なのでは。利用しづらい事業に予算をかけるよりは、民間委託になっても子育て中の保護者が利用しやすい体制がいいのではないだろうか。	お子様をお預かりするために、事前に講習会を一回受講していただいております。ファミリー・サポート・センター事業の制度やルールをご理解いただき、保護者の方にも安全に安心してご利用いただくために必要と考えています。 また、制度の周知方法については、重要な施策の一つとだと考えております。具体的な周知方法については、今後も工夫しながら、ご意見を加味し、各種の方策を講じていきたいと考えています。
P35 (2) 地域の子育て力を高めるの項目で、郷づくりやアンビシャス、育成会といった具体的な例がなく、漠然としていてわかりづらい。	福津市第2期子ども・子育て支援事業計画（素案）は、子ども・子育て分野における目標像や基本となる方針・施策の方向性を示すものとしており、個別・具体的な事業については、関係課において、関係団体・機関等と連携・共働し、この方向性に沿った事業に取り組みとなるよう進めてまいります。
P41 人権意識を高め、連携・相談体制を充実させるの項目において、いじめやデートDV、児童虐待などのほかに、今の社会情勢において普通になってきているLGBTなどの性的マイノリティについてももっと詳しく記載し、子ども達に「自分を好きでいて、大事にすること」を伝えてほしい。	福津市第2期子ども・子育て支援事業計画（素案）は、子ども・子育て分野における目標像や基本となる方針・施策の方向性を示すものとしており、関係課において、こどもの権利について学ぶ機会及び内容の充実が図られるよう取り組みを進めてまいります。
P45 ①こどもの権利の周知の項目で、「改正児童福祉法における」と記載されているが、厚生労働省だけでなく外務省「児童の権利に関する条約」やユニセフも「子どもの権利条約」を掲げている。1つの機関だけでなく他の機関や団体も追加すべきでは。	平成28年に改正された児童福祉法においては、児童の福祉を保障するための原理の明確化を図るため、第1条に「児童の権利に関する条約の精神にのっとり」という文言が規定され、条約を包含しているものと考えております。文章が複雑にならないよう、できるだけ簡素な表現を目指しているためご理解ください。
②いじめ、不登校の対応の項目において「子どもに寄り添い学校復帰をめざす」と記載されているが、2019年10月25日に文科省が「学校復帰前提策」を含む3つの通知を廃止している。その前文には『「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること。また、児童生徒	ご指摘のとおり、教育機会確保法＜義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号）＞の趣旨に沿ったものではなく、学校復帰を前提としたものとなっていたため、P45 2(1)②いじめ、不登校の対応について、3行目の「今後も」以降を次のように修正いたします。 「今後も、いじめの早期発見の取り組みや不登校児童生徒への支援については、

<p>によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することに留意すること。』と書かれている。これから5年の計画を立てるのであれば、この点をしっかりと組み込むことが必要ではないか。</p> <p>また「こどもに寄り添い」よりも「子どもの多様化を認め対応する」のではないだろうか。</p> <p>さらに「こどもたちが自分の力を取り戻せる場所」ではなく「こどもたちが自分の力を発揮できる場所」に変えてはどうだろうか。「力を取り戻せる」という表現では不登校の子は力がないという印象を与える。「場所の提供」とあるが具体的にはどうするのかを明記してほしい。</p>	<p>教育機会確保法&lt;義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号）&gt;の趣旨に沿って、こどもたちが自分の力を取り戻し、自らの将来を主体に捉え、社会的に自立することを目指して関係機関が連携・共働するとともに、こどもの多様性を認め、寄り添い、こどもたちが自分の力を発揮できる場所や学習の機会を提供します。また、継続的にいじめ防止対策や不登校支援について、意識啓発を進めます。」</p>
<p>P46 ④子どもが相談できる場の確保の項目で、相談できる対象としてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーといった専門職を置くとしているが、週に1度学校に来て、教室ではない別室にいる「知らない大人」に気軽に相談することは難しい。子どもの相談は友達同士のちょっとした喧嘩の事など仲がうまくいかないといった、大人から見れば愚痴のようなものが多い。100%親に言えない事もある。悩み相談ではなく、ぼやきを聞いてくれる相手が必要ではないか。そのためにも日ごろから子どもたちのすぐそばにいて、挨拶をはじめ雑談などができる近い存在の大人がまず窓口となり、その次として窓口となった人と専門職、学校が一つになって情報共有し、対応するのがいいのではないだろうか。最近ではスマートフォンの普及により、中学生からはSNSを利用する子どもぐっと増える。電話よりSNS（例としてLINE）での相談受付も検討しては。スマホを持ってない子どももちろんいるので、電話もなくさないようにしてほしい。小学生や中学生の子ども達と高校生や大学生など、年齢の離れていない世代との交流を通じて悩みを相談できるような関係が作れるとよい。</p>	<p>こどもが気軽に相談できる場となるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、家庭児童相談室の周知徹底は、重要な施策の一つと考えております。また、問題の早期発見、対応のためにも、身近な存在としての地域や学校との情報共有、連携強化は必要です。具体的な周知方法や体制の充実については、今後も工夫しながら、各種方策を講じていきたいと考えています。</p> <p>なお、SNSでの相談受付については、他自治体でも取り入れ、実績を上げている事例も見られるため、受付体制等も含め研究していきたいと考えています。</p>
<p>P51 ②保護者同士の交流支援。同じ月齢の子をもつ保護者同士の交流に加えて、違う世代間、違う立場同士の交流も必要だと感じる。育児の不安や悩みは、意外と子育てを経験したちょっと先輩に相談すると解決したり、聞いてもらってほっと安心できることもある。</p>	<p>子育て家庭の交流や地域の子育て力向上のために、引き続き保護者同士の交流を支援していきます。また、こどもを見守り、育てる地域社会づくりを進めるために、地域の子育て力を高める観点からも地域での世代間交流の促進を支援していきます。</p>
<p>③父親の子育てへの関り促進。この文章全体を通して「男性はフルタイムで働いている前提」というイメージがする。「男性がイベント等に気軽に参加できるよう開催日時や時間にも配慮」とあるが、まずは育児参加への</p>	<p>男性の育児参加は進んでいますが、父親の子育てへの関りを促進するため、育児参加への意識啓発は重要な施策と考えております。育児休業制度等の周知・利用促進も含め、工夫しながら広く啓発活動を進めていきたいと考えています。</p>

	<p>意識を高める事が必要なのでは。</p> <p>P54 ①ボランティア活動への支援。「子育てボランティアの人材育成」について、ただのボランティアだけでなく、NPO や民間の CAP 講座などを開催し、虐待などに対する知識も併せもつボランティアの育成が望ましい。</p>	<p>また、父親の就業状況について記載がないことから P18 に追記いたします。</p> <p>子育てボランティアの活動については、ちょっとしたことから、専門性の深いものまで多様な形態があり、人材育成においても「自発性」を大切に育てていくことが重要と考えています。そのため、スキルアップも自主・自発的に実施できるよう、各種研修・講座等の情報収集を行い、提供できるよう取り組みをすすめたと考えております。</p>
7	<p>市内で届出保育施設を運営しています。福津市においての届出保育施設の定員は約 500 名で認可保育園の定員の約 1/4 を占めています。ここに通う子供たちは条件のある認可保育園に入れずに通っている子、独自の保育観に共感して選んで通っている子と状況は様々ですが、まさしく保育、教育が多様化するこれからの子ども子育て支援事業に匹敵する要素を持っていると考えられます。にもかかわらず、届出保育施設に通う子の中には、今回の無償化の対象にならない世帯があるという状況が起きています。届出保育施設は、働いていない世帯に対しては3歳から5歳までの保育料は無償になりません。多様な保育、教育の支援という視点からしても納得できない話だと思います。届出だからという理由で子どもの発達を考えた幼児教育を受けているにもかかわらず、無償化の対象にならない事はすべての子どもと家庭を支える視点からも外れていると思います。P34 の「子育てを支援する」の項目の中で3歳未満児が無償化の対象外となっているため負担軽減措置が必要と書かれていますが、ぜひここに届出保育施設の3才から5歳の保育認定のない世帯にも保育料の負担軽減措置を検討していただきたいと思います。</p> <p>届出保育施設の中には開園してから10年20年の園も7園あります。中には年間300人も一時預かりをしている施設もあります。そういう園は福津市においてなくてはならない園だと思います。これまでも認可園に入れなかった子供たちの受け皿として機能してきました。このような状況の届け出保育施設に対して安全で衛生的な運営のための支援だけではなく、園の運営が継続できるよう、また多様な保育を保障していくための支援を計画に入れていただければぜひご検討をお願いします。</p>	<p>今般の幼児教育・保育の無償化は、国の制度として、①幼児教育の質が法律により制度的に担保された幼稚園、保育所、認定こども園等に通うこどもを対象とするとともに、②待機児童対策の観点から、届出保育施設等に通うこどものうち、保育の必要性のあるこどもについて対象とされたものです。</p> <p>したがって、届出保育施設における保育の必要性があるこどもについては、こどものための施設等利用給付の対象となる一方、保育の必要性のないこどもについては対象となりません。</p> <p>国において、こうした施設に通う保育の必要性のないこどもの保護者負担軽減の在り方については、地域における幼児教育の受け皿として地域の実情に応じ発展してきたことも踏まえ、各自治体において検討することとされていますが、その財源措置がなされていません。</p> <p>市では、保育のニーズが多様化する中、こどもたちの健やかな成長を担う施設として、また、地域における幼児教育・保育の受け皿として、重要な役割を果たすと考えておりますが、市の施策として実施する際は、独自の財源で賄わなければなりません。現在、市では、幼児教育・保育の無償化や人口増加に伴う児童手当等の給付費の増加、待機児童の増加への対応など、限られ財源の中で厳しい財政運営を行っており安定した財源の確保ができていない状況において実施は困難であると考えております。</p>

8	<p>子どもが主体的に自分たちが住んでいる街福津について考え、自分たちなりに街をよくしていく方法を考える機会を創出するために子ども議会を設立して欲しい。子ども議会を通して福津市内全域の子どもが集まりお互いの地域の良さや課題を話し合うことで、子どもたちに福津市全体に対して愛郷心をもってもらい将来的な人口の流出を緩やかにすることができると考える。また、子ども議会の議員選出のための選挙を実施することで子どもの時分から政治について考え、自分たちなりの考えを持てるようになるのではないかと考える。</p>	<p>ご提案いただいています「子ども議会」ではありませんが、教育委員会において、「中学生未来会議」を実施しております。</p> <p>この事業は、市内全中学校の生徒会役員を対象として、今年度は「持続可能な福津市の未来」をテーマに「ずっと住みたい」「いつか戻ってきたい」と思うまちになるかをまとめ、市長に提言するものです。</p> <p>この事業の目的が、ふるさと福津への思いを醸成することにありますので、ご提案の趣旨と同じものと考えております。</p>
9	<p>届出保育施設に子どもを通わせていますが、無償化の対象ではありません。引っ越しに伴い、転入してきたのですが、どこの幼稚園もいっぱいでした。しかし今通っている届出保育施設は他の幼稚園と同じように保育しており、しっかりと子どもも成長しています。今現在まだまだ子どもも増えていて、待機児童もいる状態で小さな保育施設にこそ支援していくべきではないでしょうか。届出保育施設も無償化対象にして下さい。</p>	<p>今般の幼児教育・保育の無償化は、国の制度として、①幼児教育の質が法律により制度的に担保された幼稚園、保育所、認定こども園等に通うこどもを対象とするとともに、②待機児童対策の観点から、届出保育施設等に通うこどものうち、保育の必要性のあるこどもについて対象とされたものです。</p> <p>したがって、届出保育施設における保育の必要性があるこどもについては、こどものための施設等利用給付の対象となる一方、保育の必要性のないこどもについては対象となりません。</p> <p>国において、こうした施設に通う保育の必要性のないこどもの保護者負担軽減の在り方については、地域における幼児教育の受け皿として地域の実情に応じ発展してきたことも踏まえ、各自治体において検討することとされていますが、その財源措置がなされていません。</p> <p>市では、保育のニーズが多様化する中、こどもたちの健やかな成長を担う施設として、また、地域における幼児教育・保育の受け皿として、重要な役割を果たすと考えておりますが、市の施策として実施する際は、独自の財源で賄わなければなりません。現在、市では、幼児教育・保育の無償化や人口増加に伴う児童手当等の給付費の増加、待機児童の増加への対応など、限られ財源の中で厳しい財政運営を行っており安定した財源の確保ができていない状況において実施は困難であると考えております。</p>
10	<p>子どもの保育に対し、子どもの特徴や親の思いによって、多様なニーズがあると思います。認可園だけでなく、認可外保育園や認可外幼稚園？のような特徴的な個別の保育を大事にしている保育施設もあるので、そして欲しいところが多いので、福津市が掲げる子どもの視点、子どものいる家庭を支える視点の両方を持っていると思います。ぜひ、小さな個性的な認可外保育施設が、一人一人の子供を大切に、保護者の成長も支える様子を、行政として大切にしたいと思います。福津市は、津屋崎千軒もあり、福岡市に通勤可能で自然も近</p>	<p>市では、共働き世帯の増加に加え、子育て世帯の転入に伴い、予測以上児童数も増加しており、待機児童の解消に至っていない状況です。届出保育施設については、保育のニーズが多様化する中、こどもたちの健やかな成長を担う施設として、また、地域における幼児教育・保育の受け皿として、その役割や重要性が更に高まると考えております。引き続き、市独自の施策として安全で衛生的運営のための支援を実施していきます。</p>

	<p>く、今後予想よりさらに若い家庭の移住が増える可能性があると思います。待機児童が多い、子供にとって文化的な経験ができない、となると、若い両親は移住をためらいます。ぜひ、十分に子育て家庭にとって魅力的な行政を行っていただきたいです。</p>	
11	<p>認可外保育施設についての意見です。私は、息子を認可外保育施設に預けています。シュタイナー教育をベースにされている教育方針で、自然とふれあいや、本来子供の持っている創造性をのばしてくれる環境にとっても満足しています。もともと少し認可外のため月謝も少し高めのところを、私の教育方針とあうためにがんばって入園させました。今は、主人の事業の一部を担当しているので、無償化の対象になりとてもありがたい状況です。しかし、園の中にはこの園の方針が好きで入園され、子育てに専念したいお母さんをもつ家庭の人は無償化の対象にならないために、認可の幼稚園に子どもを転園させなければいけないという懸念もあります。この園は、親である自分もとてもよい教育になっていて、子育てのことや園とのつながり、園と一緒に子育てができる感覚のとてもよい幼稚園です。そういった、小規模だけど、独自の意思をはっきりもって活動されている園を条件つきでの無償化の対象になると、そのうちに認可をうけた大きい幼稚園だけが生き残って、多様性がない環境になっていってしまうのではないのでしょうか。幼稚園は、無償としたならば、できたら対象の年齢の子どもは、どこの幼稚園に行っても無償としないとしっくりしません。全国の頑張っている小規模認可外保育園の首を絞めている状態に追い込んでしまっている無償化はかなしいです。子育て世代にはとてもありがたい無償化ならば、選択の自由を残しつつ、全家庭に平等に対象になるようになればいいと切に思います。</p>	<p>今般の幼児教育・保育の無償化は、国の制度として、①幼児教育の質が法律により制度的に担保された幼稚園、保育所、認定こども園等に通うこどもを対象とするとともに、②待機児童対策の観点から、届出保育施設等に通うこどものうち、保育の必要性のあるこどもについて対象とされたものです。</p> <p>したがって、届出保育施設における保育の必要性があるこどもについては、こどものための施設等利用給付の対象となる一方、保育の必要性のないこどもについては対象となりません。</p> <p>国において、こうした施設に通う保育の必要性のないこどもの保護者負担軽減の在り方については、地域における幼児教育の受け皿として地域の実情に応じ発展してきたことも踏まえ、各自治体において検討することとされていますが、その財源措置がなされていません。</p> <p>市では、保育のニーズが多様化する中、こどもたちの健やかな成長を担う施設として、また、地域における幼児教育・保育の受け皿として、重要な役割を果たすと考えておりますが、市の施策として実施する際は、独自の財源で賄わなければなりません。現在、市では、幼児教育・保育の無償化や人口増加に伴う児童手当等の給付費の増加、待機児童の増加への対応など、限られ財源の中で厳しい財政運営を行っており安定した財源の確保ができていない状況において実施は困難であると考えております。</p>



12	<p>はじめまして 子ども子育て支援について意見させていただきます。</p> <p>保育料の無料化 私たちにとって朗報でした。なぜなら 子供達は皆、認定保育園に通わせていた、そして現在も通っているからです。しかし蓋をあけてみると受けるためには一定の労働条件が必要でした。どの子供も皆同じように受けられる保育であるはずなのに、選択する保育環境によって条件が違うということ、ずいぶん前でしたでしょうか、市役所の方に幼児教育の補助金は皆平等に受けられないかと尋ねたところ、受けたいのであれば条件を満たした幼稚園を選択してくださいとの答えでした。今は保育教育において多様化しており選択できるようになりました。ただ、その内容次第で認定認可外という枠に分けられ、選択次第で子供達が平等に受けられるはずのものが受けられないという現状を変えて欲しいと願います。子育てしやすい街、親育てできる街、そのような街になって欲しいと思います。</p>	<p>今般の幼児教育・保育の無償化は、国の制度として、①幼児教育の質が法律により制度的に担保された幼稚園、保育所、認定こども園等に通うこどもを対象とするとともに、②待機児童対策の観点から、届出保育施設等に通うこどものうち、保育の必要性のあるこどもについて対象とされたものです。</p> <p>したがって、届出保育施設における保育の必要性があるこどもについては、こどものための施設等利用給付の対象となる一方、保育の必要性のないこどもについては対象となりません。</p> <p>国において、こうした施設に通う保育の必要性のないこどもの保護者負担軽減の在り方については、地域における幼児教育の受け皿として地域の実情に応じ発展してきたことも踏まえ、各自治体において検討することとされていますが、その財源措置がなされていません。</p> <p>市では、保育のニーズが多様化する中、こどもたちの健やかな成長を担う施設として、また、地域における幼児教育・保育の受け皿として、重要な役割を果たすと考えておりますが、市の施策として実施する際は、独自の財源で賄わなければなりません。現在、市では、幼児教育・保育の無償化や人口増加に伴う児童手当等の給付費の増加、待機児童の増加への対応など、限られ財源の中で厳しい財政運営を行っており安定した財源の確保ができていない状況において実施は困難であると考えております。</p>
13	<p>共働きでも子どもを預けやすい環境の整備は細やかに進んでいると実感します。安心して保護者の方が仕事ができるよう、仮家庭的な環境を大切に、衛生面、安全名諸々注意を払い保育園はお預りすると思えます。が、子ども達は時には、軽い物から治りの時間のかかる物まで幅広く体調を崩します。その体調の崩しかけの時に家庭でゆっくり過ごせれば、情緒的にも体力的にもすり減らさずに体力が戻る場合もあるし、治癒しないまま子どもが元気に見えるから、仕事も休み憎いと集団生活に戻るケースもあると思えます。働く責任を全うしたい保護者のお気持ちも分かるし、何とか子ども達も鍛えられ強くなる部分もあるかと思えますが、小さい子どもさんのいる家庭の保護者を雇用する場合に、もっと休み易く、仕事が管理できるような雇用が増えればと思えます。</p> <p>「ママに優しい職場。子どもの行事や体調不調などぜひ優先を」などの言葉がキャッチコピーな気がします。子どもがほんとの意味で安心して癒せるのは家庭でゆっくり過ごす事、お母さんも安心して思っている事だと思えます。</p>	<p>子育ては次代の社会を築く重要な営みであり、親族、地域社会、学校、そして、企業等社会のあらゆる分野の構成員がこどもと子育て支援について理解を深め、各々が共働して役割を果たすことが重要です。保護者が子どもを育てることについて、社会全体で関わる意識を醸成するため、各種啓発活動に取り組みます。</p>
14	<p>無認可保育施設の保育料無償化をお願いします。国の方針ではすべての子供が対象であると謳っているはずなので、保育施設によって違いがあるのは不平</p>	<p>今般の幼児教育・保育の無償化は、国の制度として、①幼児教育の質が法律により制度的に担保された幼稚園、保育所、認定こども園等に通うこどもを対象とする</p>

<p>等に感じます。</p>	<p>とともに、②待機児童対策の観点から、届出保育施設等に通うこどものうち、保育の必要性のあるこどもについて対象とされたものです。</p> <p>したがって、届出保育施設における保育の必要性があるこどもについては、こどものための施設等利用給付の対象となる一方、保育の必要性のないこどもについては対象となりません。</p> <p>国において、こうした施設に通う保育の必要性のないこどもの保護者負担軽減の在り方については、地域における幼児教育の受け皿として地域の実情に応じ発展してきたことも踏まえ、各自治体において検討することとされていますが、その財源措置がなされていません。</p> <p>市では、保育のニーズが多様化する中、こどもたちの健やかな成長を担う施設として、また、地域における幼児教育・保育の受け皿として、重要な役割を果たすと考えておりますが、市の施策として実施する際は、独自の財源で賄わなければなりません。現在、市では、幼児教育・保育の無償化や人口増加に伴う児童手当等の給付費の増加、待機児童の増加への対応など、限られ財源の中で厳しい財政運営を行っており安定した財源の確保ができていない状況において実施は困難であると考えております。</p>
<p>第2子出産時に第1子の保育園を産後3か月で辞めなければならず困りました。他の市町村では出産後もそのまま通わせることができることも多くあります。ただでさえ、親も子供も生活リズムが崩れ、心身ともに負担が多くなるので職場復帰を考えている家庭には上の子を引き続き保育園に通わせて欲しいと願います。</p>	<p>ご指摘のとおり出産後3カ月の期間を経過した際に保育の要件がなくなり、保育所を退園になることについてのご意見は多数あり、大きな課題と認識しています。しかしながら、市では、共働き世帯の増加に加え、子育て世帯の転入に伴い、予測以上児童数も増加しており、待機児童の解消に至っていない状況です。そのため家庭で保育ができない保護者の方でも保育所の入所が困難な現状であります。</p> <p>現在、4・5歳児については、小学校への円滑な入学等から集団生活の必要性をより重視し、継続利用を行っていますが、3歳以下の児童については、現状の保育所の受け入れ態勢から継続は難しいと判断しており、保育所の整備が進み保育所への受け入れ人員等の増加により待機児童解消が図れた際に、順次対象年齢の引き下げを検討してまいります。</p>
<p>15 届出保育施設にもっと補助金が出たらいいと思います。私は福津市の届出保育施設に子供を通わせている母親です。子ども一人ひとりをしっかりみてくれるいい園です。いい環境の中で過ごさせてくれるすばらしい園が資金面で存続できずになくなってしまふ例もあるとききました。この園は無償化の対象にならないお母さんたちが多いです。こどものことを第一に考えると長時間幼子を預け、母は外で働かなければ無償化の対象にならないという流れが納得いきません。幼い時期の母と子の過ごす時間、おやつを手作りしてあげられる余裕</p>	<p>今般の幼児教育・保育の無償化は、国の制度として、①幼児教育の質が法律により制度的に担保された幼稚園、保育所、認定こども園等に通うこどもを対象とするとともに、②待機児童対策の観点から、届出保育施設等に通うこどものうち、保育の必要性のあるこどもについて対象とされたものです。</p> <p>したがって、届出保育施設における保育の必要性があるこどもについては、こどものための施設等利用給付の対象となる一方、保育の必要性のないこどもについては対象となりません。</p>

	<p>を無償化の問題によってあきらめたくありません。だから、私は無償化の対象にならなくて理不尽な思いをしてもこの園に通わせたいと思っています。</p>	<p>国において、こうした施設に通う保育の必要性のないこどもの保護者負担軽減の在り方については、地域における幼児教育の受け皿として地域の実情に応じ発展してきたことも踏まえ、各自治体において検討することとされていますが、その財源措置がなされていません。</p> <p>市では、保育のニーズが多様化する中、こどもたちの健やかな成長を担う施設として、また、地域における幼児教育・保育の受け皿として、重要な役割を果たすと考えておりますが、市の施策として実施する際は、独自の財源で賄わなければなりません。現在、市では、幼児教育・保育の無償化や人口増加に伴う児童手当等の給付費の増加、待機児童の増加への対応など、限られ財源の中で厳しい財政運営を行っており安定した財源の確保ができていない状況において実施は困難であると考えております。</p>
16	<p>幼児教育者です。私は約20年に渡り、糸島、福岡、福津などの幼稚園や保育園で働いてきました。子ども、子育ての支援事業への着手、感謝します。私の専門である、乳幼児期に関して意見します。今進んでいる保育料などの無償化について。これは、家庭で子育てする方へ、助成金はおりないのでしょうか？特に乳児期は、母親と過ごすこと以上に子どもにとって幸せで、最高の環境は、ありません。預けないと損するような制度はやめてください。不幸な子どもが増えるだけです。</p> <p>働いてない母親が預ける場合、認可外保育園に預けると、無償にならないのに、幼稚園に預けると無償になる、この違いは、どこから来ているのですか？無認可園が、弾かれる理由が分かりません。市の監査を受けてます。しかも、無認可でありながら、自治体からの助成金はわずかでありながら、子どものため、親子のためにと、資材を投じて、本物の教育、保育をやろうと、実際に奮闘してある園を、私は県内に限らず全国さまざまな場所でなされているのを、私は見てきました。逆に認可園だとされているのに、子どもたちを大勢の集団で見なきゃならないため、まるで軍隊の兵隊のように扱い、支配し、自分は一人の独立した人間であるという概念など蹴散らし、組織の一部であると無意識のうちに認識させるような教育をいまだにされている園もあります。制度の汚点が浮き彫りになっているのです。素晴らしい保育、教育がなされている園こそ、後世に残していかないと、日本が衰退してしまうのは、教育者なら誰もが分かること。なので、認可園に移行しようと非力ながら試みっていますが、市の許可が降りません。何をもって許可を出されているのでしょうか？そこに教育</p>	<p>市では、家庭は、子どもの心のよりどころであり、育ちの出発点と考えております。乳幼児期に人間形成の基礎は培われるといわれており、家庭で、愛情をこめて世話されることで、大切にされ、愛される存在として自尊心を得て、愛情と信頼感を持つことは、こどもの成長にとって重要なことです。一方で、少子化の進行の一要因となっている子育て世帯の経済的負担の軽減を図ることも、持続可能な社会を目指すためには大きな課題であると考えています。家庭での子育ての重要性を啓発していくとともに、それぞれの家庭の状況に応じた支援となるよう取り組んでまいります。</p> <p>今般の幼児教育・保育の無償化は、国の制度として、①幼児教育の質が法律により制度的に担保された幼稚園、保育所、認定こども園等に通うこどもを対象とするとともに、②待機児童対策の観点から、届出保育施設等に通うこどものうち、保育の必要性のあるこどもについて対象とされたものです。</p> <p>したがって、届出保育施設における保育の必要性があるこどもについては、こどものための施設等利用給付の対象となる一方、保育の必要性のないこどもについては対象となりません。</p> <p>国において、こうした施設に通う保育の必要性のないこどもの保護者負担軽減の在り方については、地域における幼児教育の受け皿として地域の実情に応じ発展してきたことも踏まえ、各自治体において検討することとされていますが、その財源措置がなされていません。</p> <p>市では、保育のニーズが多様化する中、こどもたちの健やかな成長を担う施設として、また、地域における幼児教育・保育の受け皿として、重要な役割を果たすと考えておりますが、市の施策として実施する際は、独自の財源で賄わなければなり</p>

	<p>のプロは、いるのでしょうか？長期に渡り、責任もってやる人間がいなければ、数字だけの判断に委ねざるを得ない、そんなことで、豊かな社会を繁栄させる人間を育てることができるのでしょうか？本気で子どものことを考えるのなら、今現時点での子どもの姿ではなく、一人の人生の基盤を作っているのが今、だということを見定めた教育、保育を推進してください。それは、例えば、運動会やお遊戯会をさせることとは、全く一致しません。乳幼児期は、技術を詰め込む時代ではありません。体を育てる時代なのです。それは、安定した大人との愛着が、形成されていく環境が必要です。小規模保育施設も、預かる年齢の引き上げ、つまり、現状0から2歳児までだけど、その先の修学前まで可能だと、その施設が声をあげれば、そこをサポートしてあげてください。細切れで別な施設に、移り、新たな関係を構築してくには、親子共に負担が大きすぎます。こういう、愛を持った政策を、制度改革を強く望みます。自然豊かな、福津市だからこそできることが、まだまだあります。人として子ども時代をどのように過ごすか、将来、自分の考えを強く持ち、意思を発揮した豊かな人生を歩ける人間になっていくのか、そして、そこに財源を投資するからこそ、還元され、多くを得ることができるという、先々の見通しを持って、進めてください。</p>	<p>ません。現在、市では、幼児教育・保育の無償化や人口増加に伴う児童手当等の給付費の増加、待機児童の増加への対応など、限られ財源の中で厳しい財政運営を行っており安定した財源の確保ができていない状況において実施は困難であると考えております。</p>
17	<p>基本目標1「こどもの権利を守る」アンケート調査、第1期計画の検証と評価等からみた第2期計画の主要課題に記載されている「こどもの人権を守るための法整備は進んできていますが、それらに対する市民の理解はまだ十分とは言えません」</p> <p>意見 上記はとても同感します。こどもたちは学校で人権学習などで学んでいますが、こどもの人権は周りの大人の理解や支援が非常に重要だと思っています。こどもたちが人権について学んでいても大人が理解していなければ、いろいろな場面（虐待、いじめ、差別など）でこどもたちは失望したりあきらめたり、傷ついてしまうことも考えられます。すべての人、特に大人に向けてこどもの人権、適切な養育、生活の保障、愛され保護されること、心身の成長や発達並びに自立等々がこどもの大切な権利だという周知をより具体的にすすめていただきたいと思います。”</p>	<p>こどもの人権が尊重されるためには、当然のことながら大人の理解や支援が必要不可欠であることから、より一層の市民に対する教育・啓発活動の推進に取り組むことが重要であると考えます。</p> <p>こども自身だけでなくすべての人がこどもの権利を学ぶ機会を充実させる取り組みを進めます。</p>
18	<p>福津の子育て支援はとても充実して感謝しています。今回コメントさせていただくのはこの計画の中にさまざまな視点での充実を謳っているのはいいのですが、実際今の私の立場からして納得のいかないことがあるので意見させていただきます。多様な保育等支援事業の充実、子育て支家庭を支援するという部分</p>	<p>今般の幼児教育・保育の無償化は、国の制度として、①幼児教育の質が法律により制度的に担保された幼稚園、保育所、認定こども園等に通うこどもを対象とするとともに、②待機児童対策の観点から、届出保育施設等に通うこどものうち、保育の必要性のあるこどもについて対象とされたものです。</p>

<p>で、フルタイム就労が多くなって仕事との両立に関して家族の協力以外に市の支援も必要不可欠な状況でもあります。現在二人の子育て中で4歳の子と1歳の子がおり、今は下の子の育休中です。上の子は3歳まで（当時未満児）認可保育所に通わせていました。今はサービスを拡大して頂き年少からは出産後育休に入って上の子を退園しなくても良くなりましたが、当時はうちの場合退園せざるを得ず、子ども同士の毎日の触れ合いにより成長してくる時期に幼稚園や届出保育施設を探し、子供にあった保育を選択して今は届出保育施設に年少で通わせています。昨年10月より幼児教育無償化のサービスが始まり、満3歳以上の無償化となったにもかかわらず、幼稚園に通う子は育休中であっても無償化の対象となり、届出保育施設の場合は無償化の対象にならない、また、ここの保育施設の教育施設の教育方針を選んで通わせたい家庭も育休復帰の際に二人目以降の半額補助が利かず、経済的なところで継続して通わせられず、別の保育施設で振り分けするのではなく、全ての年齢で同じような待遇をしてほしいものです。市の予算などの事情はあるでしょうが、何もかも補助して欲しいとは考えてません。補助していただけるのはとても有り難いことです。出来るだけサービスを受ける市民にとって公平な施策を福津市独自にでも考えていただきたいと思います。長々とすみません。</p>	<p>したがって、届出保育施設における保育の必要性があるこどもについては、こどものための施設等利用給付の対象となる一方、保育の必要性のないこどもについては対象となりません。</p> <p>国において、こうした施設に通う保育の必要性のないこどもの保護者負担軽減の在り方については、地域における幼児教育の受け皿として地域の実情に応じ発展してきたことも踏まえ、各自治体において検討することとされていますが、その財源措置がなされていません。</p> <p>市では、保育のニーズが多様化する中、こどもたちの健やかな成長を担う施設として、また、地域における幼児教育・保育の受け皿として、重要な役割を果たすと考えておりますが、市の施策として実施する際は、独自の財源で賄わなければなりません。現在、市では、幼児教育・保育の無償化や人口増加に伴う児童手当等の給付費の増加、待機児童の増加への対応など、限られ財源の中で厳しい財政運営を行っており安定した財源の確保ができていない状況において実施は困難であると考えております。</p>
<p>19 事業計画案に子どもの権利をうたっておきながら、全く具現化されていない。計画案とは、何のためにあるのか。計画案を更新していくたびに、進化していくことが重要である。子どもの権利をより具現化するためには、ただ掲げているだけでは、効力はない。子ども条例を制定することで、子どもにとって守られる権利を大人が意識することができる。子どもの権利条例を制定している自治体を見ていると、市民の意識が変わっていく、自分たちが守られ、主体的に活動していこうとする原動力となる。市民と協働していくことをうたわれているのであれば、もっとNPOや市民団体とともに歩んでいく体制づくりが必要である。条例があれば、それに向かってともに歩んでいける。ぜひとも抜本的な具現化されるための計画案にいただきたい。子ども課、学校教育課、健康課、福祉課など子どもに関わる全ての行政間の連携、子ども包括支援センター設立にあたって、条例があることで具現化されていきます。ダイバーシティの重要性を行政が積極的にとりあげるべきです。</p>	<p>こども条例については平成26年に制定を目指しましたが、児童の基本的な権利に関しては日本国憲法で保障されており、子どもの権利条約を批准することにより、新たな立法処置を行う必要がないとのことや、市民参画・共働や権利侵害の際の救済機関も指導・勧告の権限がないなど不十分であるとのことなどから可決にはいたりませんでした。それ以降平成28年改正された児童福祉法においては児童の権利に関する理念を明確化され、児童虐待の禁止や児童相談所の体制強化が盛り込まれたことなどから、こどもの権利を守るための法的な整備が進んできています。今後における条例の必要性や方向性を慎重に検討していく予定です。</p>

<p>不登校児対応について</p> <p>学校復帰を目指すという目標は国も掲げていないのに、なぜ福津市はそれを目標とするのか？いけない子どもの学習の保証、居場所の支援をすべきでは？国の方針と矛盾している。</p>	<p>ご指摘のとおり、教育機会確保法&lt;義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成 28 年法律第 105 号）&gt;の趣旨に沿ったものではなく、学校復帰を前提としたものとなっていたため、P45 2（1）②いじめ、不登校の対応について、3行目の「今後も」以降を次のように修正いたします。</p> <p>「今後も、いじめの早期発見の取り組みや不登校児童生徒への支援については、教育機会確保法&lt;義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成 28 年法律第 105 号）&gt;の趣旨に沿って、こどもたちが自分の力を取り戻し、自らの将来を主体に捉え、社会的に自立することを目指して関係機関が連携・共働するとともに、こどもの多様性を認め、寄り添い、こどもたちが自分の力を発揮できる場所や学習の機会を提供します。また、継続的にいじめ防止対策や不登校支援について、意識啓発を進めます。」</p>
<p>フクスタの利用について</p> <p>アンケートからも平日利用の小学生は皆無。フクスタは今の習い事などが多い子どもには平日利用することは難しい。土曜、休日の利用推進として、学校行事に連動して利用できるよう柔軟な対応必要。</p> <p>例：学校の入学式、卒業式、宗像地区全体での教職員の会議などで学校が時短になるとき。振替休日（主に月曜など）も利用できるようにしないと利用率は上がりません。特に午前は市民に開放して欲しい。職員は午前から勤務しているが、何をしているか？午前開いているなら、不登校児向けの就学施設として開放すべき。不登校児も学童、学生です。学習する権利があります。</p>	<p>休館日については、今後利用者アンケートを実施し、フクスタ倶楽部等で協議することを考えています。</p> <p>児童センターは、障がいや不登校の有無等に関係なく、小学 1 年生から、18 才未満（高校 3 年生までの学年）まですべての子どもが利用できます。</p>
<p>エンゼルスポットをなくすのなら、代替りの施設を提供すべき。学生の行き場がイオンの 3 階に集中してしまいます。</p>	<p>エンゼルスポットで実施していた事業は、子育て支援センター及び児童センターで実施します。</p>
<p>ファミリーサポートの人材育成</p> <p>人材を育成しても活躍の場がなければ、人は離れてしまいます。人材育成しつつ支援センターとつながる仕掛けが必要。今は 70 歳過ぎても働く人が多く、ボランティア人材を確保するのは難しい。シルバー人材センターの子育て支援のほうが、時給が高い。人がそちらに流れているのでは？今市内の保育園、幼稚園に通えない人が増えている。ファミサポで移動を含むと合わせ（自宅に迎えに来てもらって、市外の園に子どもを送って、親の代わりに園へ迎えにいった、子どもを市内の自宅に連れてきて欲しい。など）ファミサポも市内の人材だけでは難しいのでは？他市はどうしているのか？連携ということも必要では？</p>	<p>一時預かりは、ファミリー・サポート・センターの他にも、シルバー人材センターや認可保育所、届出保育施設等が行っています。ファミリー・サポート・センター事業においてミスマッチが生じて、他の実施機関のサービスを紹介する等の連携を行っています。</p>

21	<p>私は3歳と7歳の子供がいます。古賀市在住ですが、福津市内の届出保育施設に通園しています。この園の教育方針、教育環境に共感し、選んでこちらに通っています。他の幼稚園も見学に行ったのですが、どの園もークラスの人数が多すぎたり、カリキュラムが早期教育や身体訓練を唱っていたりで、うちの子供には合っていないのではないかと悩んでいた時に、この園に出会いました。少人数で、子供に寄り添い、親身に育ててくれる、とても有難い園です。信念を持って保育をしてくださる先生に出会えたことで、子供も毎日安心して、通っています。卒園し、一年生になった長女も、「こども園は楽しかった。また行きたいくらい。」と、言っています。そんな、届出保育施設が、何故福津市内の保育施設に載っていないのでしょうか？以前のHPには掲載されていて、それを見て、この園を知りました。掲載されていないのはとても残念です。また、この園には、お父さんお母さんが外国人の子供が多く通っています。ドイツ人、韓国人、アメリカ人、フィジー人の子供達です。皆、最初は日本語が拙くても、温かい環境で、優しく見守って下さる先生、園児達と過ごすうちに、みるみるうちに日本語を覚えて、楽しく通っています。少人数だからこそ、この教育環境、教育方針だからこそ、できる事だと思います。こどもには必要な教育をしっかりしていただいています。にも拘らず、何故認定こども園にはならないのか、納得できません。また、国は全ての幼稚園、保育園を無償化すると唱っているのち、何故私達の子供は、その全てに含まれないのでしょうか？保育が必要かどうか、なぜ審査されなければいけないのでしょうか？</p>	<p>ご指摘のように、市では、子育てに関する情報を一元的に提供できる体制ができていません。今後、情報の整理と提供体制の整備を進めていきます。</p> <p>また、今般の幼児教育・保育の無償化は、国の制度として、①幼児教育の質が法律により制度的に担保された幼稚園、保育所、認定こども園等に通うこどもを対象とするとともに、②待機児童対策の観点から、届出保育施設等に通うこどものうち、保育の必要性のあるこどもについて対象とされたものです。</p> <p>したがって、届出保育施設における保育の必要性があるこどもについては、こどものための施設等利用給付の対象となる一方、保育の必要性のないこどもについては対象となりません。</p> <p>国において、こうした施設に通う保育の必要性のないこどもの保護者負担軽減の在り方については、地域における幼児教育の受け皿として地域の実情に応じ発展してきたことも踏まえ、各自治体において検討することとされていますが、その財源措置がなされていません。</p> <p>市では、保育のニーズが多様化する中、こどもたちの健やかな成長を担う施設として、また、地域における幼児教育・保育の受け皿として、重要な役割を果たすと考えておりますが、市の施策として実施する際は、独自の財源で賄わなければなりません。現在、市では、幼児教育・保育の無償化や人口増加に伴う児童手当等の給付費の増加、待機児童の増加への対応など、限られ財源の中で厳しい財政運営を行っており安定した財源の確保ができていない状況において実施は困難であると考えております。</p>
22	<p>全ての子供と家庭を支える支援なので認可保育施設と認可外保育施設の差がないようにする。</p>	<p>今般の幼児教育・保育の無償化は、国の制度として、①幼児教育の質が法律により制度的に担保された幼稚園、保育所、認定こども園等に通うこどもを対象とするとともに、②待機児童対策の観点から、届出保育施設等に通うこどものうち、保育の必要性のあるこどもについて対象とされたものです。</p> <p>したがって、届出保育施設における保育の必要性があるこどもについては、こどものための施設等利用給付の対象となる一方、保育の必要性のないこどもについては対象となりません。</p> <p>国において、こうした施設に通う保育の必要性のないこどもの保護者負担軽減の在り方については、地域における幼児教育の受け皿として地域の実情に応じ発展してきたことも踏まえ、各自治体において検討することとされていますが、その財源措置がなされていません。</p> <p>市では、保育のニーズが多様化する中、こどもたちの健やかな成長を担う施設として、また、地域における幼児教育・保育の受け皿として、重要な役割を果たすと</p>

		<p>考えておりますが、市の施策として実施する際は、独自の財源で賄わなければなりません。現在、市では、幼児教育・保育の無償化や人口増加に伴う児童手当等の給付費の増加、待機児童の増加への対応など、限られ財源の中で厳しい財政運営を行っており安定した財源の確保ができていない状況において実施は困難であると考えております。</p>
23	<p>こどもの権利のスタートラインをあわせてほしい</p> <p>1. 基本方針1 「こどもの権利を守り」福津市としてどのようなことを子どもの権利と考えるかというものがなく、職員がそれぞれ、市民がそれぞれ違うことを考えていると思われま。福津市こどもの権利条例を制定し、確認する必要がありますと思います。</p> <p>2. p32 こどもの権利と題してこどもの人権の話が出ていますが、二つは担当課等に違いがあることから、違うものではないのでしょうか。福津市では、人口の増加でこどもの生育環境も変化しています。生活・福祉・教育それぞれの分野で守らなければならないラインを共有するためにも、早急にこどもの権利条例の制定が必要です。”</p>	<p>こども条例については平成26年に制定を目指しましたが、児童の基本的な人権に関しては日本国憲法で保障されており、子どもの権利条約を批准することにより、新たな立法処置を行う必要がないとのことや、市民参画・共働や権利侵害の際の救済機関も指導・勧告の権限がないなど不十分であるとのことなどから可決にはいたりませんでした。それ以降平成28年改正された児童福祉法においては児童の権利に関する理念を明確化され、児童虐待の禁止や児童相談所の体制強化が盛り込まれたことなどから、こどもの権利を守るための法的な整備が進んできています。今後における条例の必要性や方向性を慎重に検討していく予定です。</p>
24	<p>子どもの夏休みの宿題で、人権ポスターを描く際「世界中の子どもの権利を守る30の方法」(合同出版社)を読みまし。福津市も関わりのある、SDGsと子どもの権利との関わりも触れてあり、学びの多い内容でした。</p> <p>試し読みできます→  <a href="https://www.godoshuppan.co.jp/smp/book/b475263.html">https://www.godoshuppan.co.jp/smp/book/b475263.html</a></p> <p>福津市のまちづくり基本構想で「子どもの権利」に触れているのであれば、それがどのような権利か、広報などで市民に広く周知する必要があるだろうと思います。また子どもの権利の中に「休息、余暇、遊び」についての項目がありますが、イオンモール横にある竹尾緑地は、人口が過密な福間南地域の子どもたちが身近に自然とふれ合える貴重な場になっていると思います。</p> <p>休日には、小中学生(主に男子)が藪や湿地の中で生き物探しをする姿、親子でボール遊びやたこあげ、暖かい日には家族でピクニックを楽しむ姿が見られます。こういった場所を、各校区ごとに残していただきますようお願いいたします。看板がなく、待ち合わせをしたものの探し回らなくてはたどり着けない公園(竹尾緑地がそうです)にはぜひ看板の取り付けをお願いします。</p>	<p>まちづくり基本構想は市が目指す将来像とその実現に向けた取り組みを示したもので、その実現の手段として分野別計画が位置付けられています。市では、こどもの人権についての関心や理解を深める啓発活動を進めてきましたが、市民の理解は十分とは言えません。今後も学ぶ機会を充実するとともに意識啓発を継続的に進め、周知を図りたいと考えています。</p> <p>こどもたちが身近に自然とふれ合える場については、ご意見をいただきましたとおり、市としても竹尾緑地のような自然とも触れ合えるような環境を残していけるよう公園等の管理・運営に努めてまいります。</p> <p>また、全体の案内看板は1箇所設置しているものの、広い緑地内の各施設についての名称看板については、設置しておりません。今後は、利用しやすい緑地となるよう案内看板などの設置を検討してまいります。</p>



	<p>第1次総合計画との整合性 「子どもの権利を守り健やかに育つ環境を作る」と明記されています。作文、標語、ポスター制作だけでは不十分です。県内他市町村ではすでに実施されている、CAPなどのワークショップを実施しこどもの生活に近づいた形での権利学習の機会が必要です。ぜひ、体験型学習を事業として盛り込んでいただきたい。</p>	<p>福津市第2期子ども・子育て支援事業計画（素案）は、子ども・子育て分野における目標像や基本となる方針・施策の方向性を示すものとしており、関係課において、こどもの権利について学ぶ機会及び内容の充実が図られるよう取り組みを進めてまいります。</p>
25	<p>「子どもの健やかな成長を見守り支える仕組みを作る」との記述があります。市の仕組みとして「子どもの権利条例」の制定は必要不可欠です。こども自身の育ちや、相談体制の充実また教員保護者などこどもを取り巻く人たちをも支援できるような仕組みをいち早く作ってほしいと思います。</p>	<p>こども条例については平成26年に制定を目指しましたが、児童の基本的人権に関しては日本国憲法で保障されており、子どもの権利条約を批准することにより、新たな立法処置を行う必要がないとのことや、市民参画・共働や権利侵害の際の救済機関も指導・勧告の権限がないなど不十分であるとのことなどから可決にはいたりませんでした。それ以降平成28年改正された児童福祉法においては児童の権利に関する理念を明確化され、児童虐待の禁止や児童相談所の体制強化が盛り込まれたことなどから、こどもの権利を守るための法的な整備が進んできています。今後における条例の必要性や方向性を慎重に検討していく予定です。</p>
26	<p>この基本計画の用語の不統一について指摘させていただきます。 計画中、子どもとこどもの両方の用語使用が散見されます。基本計画として両方の用語使用が必要であれば注記をお願いします。</p> <p>アンケートの質問項目に、小学生の「平日の放課後の過ごし方」はあるものの「休日の放課後の過ごし方」がないのはアンケートとして不備と言わざるを得ません。平日の福津市児童センター（フクスタ）は0%です。休日の過ごし方の調査も無しに、2 施策の具体的な取り組みとして（3）こどもの活動を支えるの①こどもの遊び場、遊び体験の充実に、フクスタの充実と既存の公共施設の有効利用の促進利用促進しかあげられてないのは計画として不足です。</p> <p>アンケート結果では「充実してほしい子育て支援策」として（2～4位は、就学前と小学生で順位は違うものの、同じ項目（「子連れで出かけやすく、楽しめるイベント」、「こどもや親子が安心して集まり、遊べる場所」）があげられています。）とあります。4、アンケート調査、第1期計画の検証と評価等からみた第2期計画の主要課題は、基本目標1こどもの持っている力を最大限に尊重しようの（1）に（1）こどもの権利を守るを明記していますので子どもの遊ぶ権利（子どもの権利条約31条）を保障するためにも、外遊び体験の充実が図</p>	<p>ご指摘のように、「子ども」と「こども」の両方の用語を使用しています。「子ども」については、制度等で規定されているもの、「こども」については、個体を表すものとして使い分けを行っています。誤解を招かないようP1に注記しました。</p> <p>ご指摘のように「休日の過ごし方」については、項目を設定しておりませんが、福津市第2期子ども・子育て支援事業計画（素案）のアンケート結果では掲載していないものの、小学生の日常的な過ごし方の中で「土曜日の日常的な過ごし方」について、項目を設定し休日と同等なものとして分析させていただきました。次回の調査時には項目を検討させていただきます。</p> <p>また、こどもの遊び場、遊び体験の充実については、こどもの文化・芸術・スポーツ活動への継続的な支援とともに、子育て支援情報を一元的に提供できる体制の整備も進めていきたいと考えています。</p> <p>こどもたちの知育偏重や体力低下などの問題が指摘されて久しくなりますが、体験活動の重要性はますます増加しています。そこで、市では、プレーパークに限らず、スポーツやレクリエーション、文化、芸術、自然体験、職業体験、野外活動など、多種多様な体験活動の推進を図ってきましたが、今後も変わらず進めていきたいと考えています。</p>

<p>れるよう、プレーパークの整備・運営を計画に入れてください。</p> <p>福津市第2期子ども・子育て支援事業計画の位置付けについて、「福津市まちづくり計画」を構成する分野別計画として位置付け」と明記されています。①まちづくり基本構想には☆基本方針1：子どもの権利を守り、多様な子どもの居場所や主体的な参加の機会を促進するとあります。さらに、2030年のイメージとして「子どもたちがのびのびと遊び、社会の中で生きていく力を身につける場も、民間と行政の共働により整備・運営されています。」と明記されています。しかしながら具体的な計画としてプレーパークの整備・運営が入っておらず、とうてい2030年までに目標のイメージは達成されません。何よりも子どもの権利第31条（休息・余暇、遊び、文化的・芸術的生活への参加）を守るには宗像市のようにプレーパークを民間と行政の共働により整備・運営する必要がありますのでプレーパークの整備・運営を計画に入れてください。</p>	
<p>子どもの権利を守るには子どもを含めて市民が子どもの権利を知る必要があります。第I期子ども・子育て支援事業計画にも子どもの権利の周知は明記されていましたが、アンケート結果では就学前2, 4%、小学生2, 8%と満足度が非常に低くなっています。子どもだけで相談できる窓口もありません。これまでと同じやり方では子どもの権利の認知度も高まらず、いじめ等の防止にもつながりません。子どもの権利を周知し、いじめや児童虐待を防止し、こどもが相談できる場の確保を実現するためにも「子どもの権利条例の制定」を計画に入れてください。</p> <p>また、小学生の保護者に悩みや不安では友だちづきあい（いじめ等）が最上位にあがっています。子どもの権利条例の制定で、子どもの権利を周知し、子どもの相談窓口も設置して安心できるまちにしていく必要があります。子どもの権利条例の制定を計画に入れてください。</p>	<p>こども条例については平成26年に制定を目指しましたが、児童の基本的な人権に関しては日本国憲法で保障されており、子どもの権利条約を批准することにより、新たな立法処置を行う必要がないとのことや、市民参画・共働や権利侵害の際の救済機関も指導・勧告の権限がないなど不十分であるとのことなどから可決にはいたりませんでした。それ以降平成28年改正された児童福祉法においては児童の権利に関する理念を明確化され、児童虐待の禁止や児童相談所の体制強化が盛り込まれたことなどから、こどもの権利を守るための法的な整備が進んできています。今後における条例の必要性や方向性を慎重に検討していく予定です。</p>
<p>計画策定に当たったアンケートの質問項目ですが、前回と今回で大きな変動はないと判断されるため採用しなかったとして「子どもの育ちをめぐり環境」「地域の子育て環境」を入れなかったのは大きな問題です。子ども・子育て支援はただでできるものではありません。第2期子ども・子育て支援事業計画では、基本的視点の3に、以下を掲明記しています。「子育ては次代の社会を築く重要な営みであり、親族、地域社会、学校、そして、企業等社会のあらゆる分野の構成員がこどもと子育て支援について理解を深め、各々が共働してそれぞれの役割を果たすことが重要となっています。保護者がこどもを育てることについて、社会全体で関わる意識を醸成し、こどもや子育て家庭を支えてい</p>	<p>「子どもの育ちをめぐり環境」「地域の子育て環境」については、前回と同様な設問だと同様な結果が想定されることから、その内容を細分化したものとして、「子育てについてほしい情報」、「日頃の隣近所とのつきあい方」「近所や地域の人に支援してほしいこと」、「充実してほしい子育て支援策」等の設問を追加しています。ご理解いただければと思います。</p> <p>子育て支援センターには育児講座や遊び交流の場として、4万人を超える方にご利用いただいております。相談業務も毎年1,000件を超える相談がなされています。今後も量を見込みながら子育て支援を検討していくことや地域の子育て力の向上を図ることも重要と考えています。郷づくり協議会などと連携し親子が集える場所や交</p>

<p>く制度の整備を進めます。」この視点に立った計画を立てるには「子どもの育ちをめぐる環境」・「地域の子育て環境」についての現状把握をすべきです。現状は郷づくりやNPOが子育てサロンやプレーパーク、自然とのふれあいなど様々な子育て支援事業を展開して地域社会でもこどもと子育てを支援しています。そもそも人口66,346人(令和2年1月31日現在)の市に、子育て支援拠点事業所が子育て支援センターなかよし1か所では不足しています。しかも子育てに関する悩みや気になることをみると、就学前では、しつけや教育が第一位ですが、相談場所・相談相手として、子育て支援センターなかよしはわずか9%しか利用されていません。</p> <p>現状を変えるには子育て支援センターそのものの民営化による利用促進など他に手だてが必要です。また、地域社会でこどもと子育てを支援していくには現在の子育て支援センターなかよし以外の事業への支援策が必要ですが、今回の計画には見当たりません。再考をお願いします。さらに、ファミリーサポートセンターの利用件数も179件と少ない上、今後の目標値がそれより更に少ない100件しか設定していないのは問題です。他市からの転入が多い福津市ではアンケートで今後利用したい意向では35,4%が利用意向を示しているにも拘らず、これではニーズに応えられない計画になっています。市の事業として目標値を減らす程対応が難しいのであれば民間委託とかの方針転換が必要です。</p>	<p>流支援を考えていきたいと思えます。</p> <p>「ファミリーサポートセンター」の今後の目標値については、前回の計画において、需要量の見込みと実績が全国的に大きく乖離が生じた事業であり、今回の計画策定において、需要量の見込みを行う際に、単的なアンケート回答のみでなく、就学前であれば実際の利用者、小学生であれば放課後のファミリーサポート利用希望者など、個別設問の回答結果において推計する旨、国からその方法が示されており、それに基づいた推計としております。また、実績においては直近の2018年を記載しておりますが、2017年の実績は66件、2019年は現状の利用状況で約100人と見込めることも含め、「100人」を設定しています。</p>
<p>P3 計画推進における連携・共働図(イメージ)についてですが、実態に基づくイメージ図になっていません。地域住民による活動、郷づくり推進活動の事業の両方に子育てサロンもプレーパークも記載されておらず、地域住民による活動、郷づくり推進活動の実態を把握せずに本計画を作られたのでしょうか？</p> <p>実態ではNPO法人福岡津屋崎子ども劇場主催の子育てサロンが4か所、郷づくりを含め地域婦人会等地域住民の会主催の子育てサロンが5か所計9か所あります。またプレーパークはふくま郷づくりの会とNPO法人プレーパークふくつ共催のわくわくプレーパーク(毎月8回)と神興東郷づくりの会(毎月1回)と2か所で開催されています。</p> <p>現在子育て支援センターなかよしはこれらの内、子育てサロンの開催日のみをこどもの国ホームページや年4回のみ発行するなかよし郵便で発信しているだけで、これらの地域での子育てサロンともプレーパークとも連携していません。また福津市には子育て支援団体のネットワークである福津市子育てネット</p>	<p>子育てサロンやプレーパークについては、親子が安心して遊び、集え、交流できる場所として、定期的に活動し、家庭の子育てを支援いただいていることに感謝申し上げます。計画推進における連携・共働図(イメージ)については、限られた紙面内での記載であるため、全てを標記できませんが、子育て支援団体として、連携・共働図(イメージ)に追記しています。ご理解をお願いします。</p> <p>また、子育て支援センターで発行する『なかよしゆうびん』において、年4回それぞれ3か月分の子育て関係事業(地域の子育てサロンを含む)を紹介しています。地域との連携やHPの方法については、今後、関係機関と協議します。</p>

	<p>ワークぶくぶくとも連携しておらず、福津市子育てネットワークぶくぶくの会議に参加されることもありません。この計画推進における連携・共働図（イメージ）を見る限り、これまでと同様、地域住民による活動、郷づくり推進活動である子育てサロンやプレーパークとは連携・共働しないのでしょうか？</p> <p>基本目標3では、「こどもが心豊かに育ち、こどもをもつ家族が楽しく安心して子育てができるよう、地域全体で支えることが重要です」とありますが、子育て支援センターがこれまでと同様、郷づくりやNPO、や子育て支援団体等と連携することを入れない限り、地域全体で支えることはできません。郷づくりやNPOなど子育て支援団体等との連携を計画に入れてください。</p>	
	<p>HPにアップされた素案P9の図表は、ぼけていて読み取れません。また、ほかの表の中には、段がずれていたりするものが散見されました。訂正してください。</p>	<p>見やすい計画となるように修正いたします。</p>
	<p>P39 基本目標3 二つ目の○ 福津市固有の自然環境や歴史伝統の保全とあります。しかし、竹尾緑地の開発が計画されているのは矛盾していませんか。</p>	<p>児童生徒数の増に伴い、小中学校において過大規模校化し、教育環境の悪化が懸念されています。文部科学省においても速やかにその解消を図るよう促してきています。この課題のために新設校の検討を行っています。</p> <p>竹尾緑地は都市公園ですが、教育環境の整備が公益上より重要との判断で、竹尾緑地の一部を学校建設候補地の一つとしています。</p>
27	<p>P40 (2) 計画の点検と評価 今回の実施計画は、第1期計画の実施計画に比べるととてもアバウトなものになっています。こどもの国推進協議会で点検評価できるか疑問です。</p>	<p>福津市第2期子ども・子育て支援事業計画（素案）は、福津市の計画全体を表す「福津市まちづくり計画」における分野別計画であり、子ども・子育て分野における目標像や基本となる方針・施策の方向性を示すものとしています。こどもの国推進協議会では、関係課において実施する個別・具体的な事業が、その方向性に沿った取り組みとなっているか等、点検評価を行うこととなります。</p>
	<p>P40 (3) 市民との連携による総合的な取り組みの推進 「フクスタ倶楽部」と市民・行政をつなぐ役割は誰が担うのか。拠点として場所だけの明記では不十分ではないでしょうか。</p>	<p>計画の推進に向けて、こどもの自主性・主体性を育むこと、相談体制を充実させること、社会基盤を整備していくことなどをこどもの国推進協議会、フクスタ倶楽部、サポーター、をはじめとした3ページの共働図（イメージ）と行政で共働し推進します。</p>
	<p>P41 こどもの自主的な活動を支援する。 「フクスタ倶楽部」の活動が市民に見えていません。フクスタタイムズなどの発行をしているにも関わらず、HPには掲載がありません。本当に応援していますか。自主性を奪っていませんか。</p>	<p>フクスタ倶楽部の活動報告は年3回『フクスタタイムズ』として発行し、市内小中高等学校児童生徒に配布しております。HP（福津市こどもの国ウェブサイト）の更新は遅れましたが、現在は掲載しておりますのでご覧ください。</p>

<p>P45①こどもの権利の周知</p> <p>こどもの権利の周知するためにも条例の制定が不可欠であると考えます。子どもは、授業の中で学習しても、子どもを取り巻くすべての人が知っていなくてはどのようなありません。条例を制定することで、すべての人に知らせ、子どもの権利擁護を実施するべきです。</p>	<p>こども条例については平成 26 年に制定を目指しましたが、児童の基本的な人権に関しては日本国憲法で保障されており、子どもの権利条約を批准することにより、新たな立法処置を行う必要がないとのことや、市民参画・共働や権利侵害の際の救済機関も指導・勧告の権限がないなど不十分であるとのことなどから可決にはいたりませんでした。それ以降平成 28 年改正された児童福祉法においては児童の権利に関する理念を明確化され、児童虐待の禁止や児童相談所の体制強化が盛り込まれたことなどから、こどもの権利を守るための法的な整備が進んできています。今後における条例の必要性や方向性を慎重に検討していく予定です。</p>
<p>P45②いじめ、不登校の対応 5 行目 学校復帰を目指すために→削除</p> <p>平成 29 年 3 月に出された文科省の義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律基本指針には、学校復帰のみにこだわらない新しい不登校対応が必要であると明示されています。また、平成 30 年には、学校復帰のみにこだわった従来の不登校対応を見直すため、学校復帰という言葉が含まれた過去の通知の全てを見直す方針を明らかにしています。</p>	<p>ご指摘のとおり、教育機会確保法&lt;義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成 28 年法律第 105 号）&gt;の趣旨に沿ったものではなく、学校復帰を前提としたものとなっていたため、P45 2（1）②いじめ、不登校の対応について、3 行目の「今後も」以降を次のように修正いたします。</p> <p>「今後も、いじめの早期発見の取り組みや不登校児童生徒への支援については、教育機会確保法&lt;義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成 28 年法律第 105 号）&gt;の趣旨に沿って、こどもたちが自分の力を取り戻し、自らの将来を主体に捉え、社会的に自立することを目指して関係機関が連携・共働するとともに、こどもの多様性を認め、寄り添い、こどもたちが自分の力を発揮できる場所や学習の機会を提供します。また、継続的にいじめ防止対策や不登校支援について、意識啓発を進めます。」</p>
<p>P46④子どもが相談できる場の確保</p> <p>窓口を設置したとしても、子どもが行くのは無理です。SSW・SC が日常的に子どもに関われるような体制が必要です。SSW は学校のために存在するのではなく、学校の中に子どもの視点で存在するべきです</p>	<p>こどもが気軽に相談できる場となるよう、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー、家庭児童相談室の周知徹底は、重要な施策の一つと考えております。また、課題を抱える児童生徒の問題の早期発見、対応のためにも、関係機関との情報共有、連携強化を図り、相談体制の充実に努めていきたいと考えています。</p>
<p>P49①妊娠出産期から子育て支援環境の整備</p> <p>この事を充実させるには、保健師の増員を。</p>	<p>福津市第 2 期子ども・子育て支援事業計画（素案）は、福津市の計画全体を表す「福津市まちづくり計画」における分野別計画であり、子ども・子育て分野における目標像や基本となる方針・施策の方向性を示すものとしています。関係課において、この方向性に沿った取り組みとなるよう進めてまいります。</p>
<p>P63 各施策の成果指標 子どもの権利を守る 不登校児童・生徒の割合数値が必要でしょうか。数値を出せば、それにとらわれてしまい、学校現場で苦しくなりませんか。学校復帰が目標ではないはずですが。</p>	<p>市では、不登校の要因を的確に把握し、一人一人のこどもに応じた支援が重要と考えています。</p> <p>ご指摘のとおり、学校復帰を目標としているものではないため、成果指標として取り扱わないこととし、P63 の項目から削除いたします。</p>

	<p>P46 (2) こどもの成長を見守る ①こどもの健康と成長を支える取り組みの充実 4 つ目の○ 子ども達のためのメディアリテラシー教育では、子ども達を取り巻くメディアに対応できません。大人にも周知・啓発するべきです。</p>	<p>市でも、こどものみの教育では、こどもを取り巻くメディアに対応できないと考えております。P52(3) 家庭の子育て力を高める①子育てについての学習機会の充実に記述しておりますが、こどもの心身の発達や健康等について実践的な学習の場を充実するとともに、子育てに関する情報を一元的に提供できる体制を整備します。</p>
28	<p>幼児教育の無償化に際し、対象とならない届出保育施設あることに疑問があります。我が子は市内の届出保育施設に通っております。先生方の保育が手厚く、教育理念も素晴らしいのでこの園を選びました。昨年まで福津市に在住しており、引っ越しした今も福津市で仕事をし、継続して登園中です。</p> <p>さて、41 ページにはすべての子どもと家庭を支える視点という項目がありますが、その視点からしたら届出に通っている子どもたちに支援がいかないのはおかしいのではないのでしょうか。施設の種類の無償化の対象にならないのは、すべての子どもと家庭を支えるという観点からは合理性のない判断だと思えます。どのような種類の施設なのかは、そこで育つ子供には関係ありません。すべての子供に同等で平等な機会、権利があることは当然のことです。</p> <p>また、53 ページには多様な保育、教育機能の充実が書かれており、届出保育施設の安全で衛生的な運営のための支援を実施するとなっております。通っている施設に確認したところ、これは子どもたちに対して年間 1000 円の検診代、職員の検診、検便代が少し出ているだけだそうです。この程度の行政からのサポートでは、子供を安心して預ける場としては不十分だとも思います。長く継続していけるようにもう少し運営費の補助が出れば…思っています。どんな施設でも、保護者や施設が行政から必要とするサポートはわかりません。また、園には待機児童や、育休中に保育園を退園することになり通う園がなくなってしまった家庭のお子さんもいます。その様な幼児の受け皿にもなっている施設なので、そういう点においても、もっと福津市から評価されサポートを受けてしかるべきではないのでしょうか。今回の意見が反映され、本当にすべての子供への利益になることを望みます。</p>	<p>今般の幼児教育・保育の無償化は、国の制度として、①幼児教育の質が法律により制度的に担保された幼稚園、保育所、認定こども園等に通うこどもを対象とするとともに、②待機児童対策の観点から、届出保育施設等に通うこどものうち、保育の必要性のあるこどもについて対象とされたものです。</p> <p>したがって、届出保育施設における保育の必要性があるこどもについては、こどものための施設等利用給付の対象となる一方、保育の必要性のないこどもについては対象となりません。</p> <p>国において、こうした施設に通う保育の必要性のないこどもの保護者負担軽減の在り方については、地域における幼児教育の受け皿として地域の実情に応じ発展してきたことも踏まえ、各自治体において検討することとされていますが、その財源措置がなされていません。</p> <p>市では、保育のニーズが多様化する中、こどもたちの健やかな成長を担う施設として、また、地域における幼児教育・保育の受け皿として、重要な役割を果たすと考えておりますが、市の施策として実施する際は、独自の財源で賄わなければなりません。現在、市では、幼児教育・保育の無償化や人口増加に伴う児童手当等の給付費の増加、待機児童の増加への対応など、限られ財源の中で厳しい財政運営を行っており安定した財源の確保ができていない状況において実施は困難であると考えております。</p> <p>また、届出保育施設の安全で衛生的な運営のための支援については、こどもや職員の検診を定期的実施していただくための支援としての実施しており、保育の質を高める観点からも、かかる費用の一部を助成するものです。</p> <p>市の独自の施策として実施しており、市単独の財源で賄わなければなりません。ご理解ください。</p>
29	<p>福津市第二期子ども子育て支援事業計画素案を拝読いたしました。</p> <p>45 ページ施策の具体的な取り組みに、子供の外遊びについてまったく記載がありません。現在昭和公園で開催されているプレーパークの整備を事業計画に組み込むべきだと考えます。</p>	<p>こどもたちの知育偏重や体力低下などの問題が指摘されて久しくなりますが、体験活動の重要性はますます増加しています。そこで、市では、プレーパークに限らず、スポーツやレクリエーション、文化、芸術、自然体験、職業体験、野外活動など、多種多様な体験活動の推進を図ってきましたが、今後も変わらず進めていきたいと考えています。</p>

	<p>60 ページのファミリーサポートセンターの需要量と供給量が 2018 年度の実績 179 人に対して 2020 年度の見込みを 100 人に下げているのはどういうことなのでしょう。24 ページのファミリーサポートセンターの利用経験 3.4%に対して、25 ページの今後の利用意向が 35.4%となっています。利用意向があるのに利用経験がないのは、周知ができていないということを導き出すべきです。ここは効果的な周知を行なって需要量供給量を増やさなくてはなりません。なぜこのような縮小する数字が出たのか経緯が知りたいです</p>	<p>「ファミリーサポートセンター」の今後の目標値については、前回の計画において、需要量の見込みと実績が全国的に大きく乖離が生じた事業であり、今回の計画策定において、需要量の見込みを行う際に、単的なアンケート回答のみでなく、就学前であれば実際の利用者、小学生であれば放課後のファミリーサポート利用希望者など、個別設問の回答結果において推計する旨、国からその方法が示されており、それに基づいた推計としております。また、実績においては直近の 2018 年を記載しておりますが、2017 年の実績は 66 件、2019 年は現状の利用状況で約 100 人と見込めることも含め、「100 人」を設定しています。</p>
30	<p>自分たちが市に新しい人々を入れるように土地を開拓したにもかかわらず、そこで生まれる子どもたちのことを全く考えれていないと思います。そもそも子どもが増えるのに子どもに関係する経費を減らすのはいかがなものかと思えます。ただでさえどこにも遊ぶ場所がなくなっている今、プレーパークのような自由な遊び場がなくなったらどこで遊ぶのですか？子どもの遊び場、遊び体験の充実を実施計画に掲げているのにおかしいと思います。</p>	<p>市の予算において、個別事業の経費では減少もあっておりますが、総体的にはこどもに関係する予算は、年々増加している状況です。</p> <p>また、こどもたちの知育偏重や体力低下などの問題が指摘されて久しくなりますが、体験活動の重要性はますます増加しています。そこで、市では、プレーパークに限らず、スポーツやレクリエーション、文化、芸術、自然体験、職業体験、野外活動など、多種多様な体験活動の推進を図ってきましたが、今後も変わらず進めていきたいと考えています。</p>
	<p>私は中学生の頃生徒会に所属しており、フクスタ倶楽部にも参加した事がありますが、あの会議で全く社会参画の機会の充実が図れるとは思えません。全くそのようなものに触れてきてない学生達に、ほとんどなんの説明もなくあのような会議を開き何を話しているのかもわからないのが、私たちの状況でした。それなのに、それで子どもたちが自主的に行動しているといえるのですか？私はこの子ども・子育て支援事業計画を見直したほうが良いと思います。</p>	<p>フクスタ倶楽部員からは賛否の意見を聴取し、次年度以降の活動につなげています。フクスタ倶楽部で得られた経験を将来にいかせるラインづくりに努めます。</p>
31	<p>基本的施策の具体的な取り組みを記しているつもりかもしれないが、文章だらけであり、全く具体的でないと思う。</p> <p>60 ページのファミリーサポートセンターの需要量と供給量が、24 ページの利用経験・利用意向のアンケートから導くことができることが、目標の数字に反映されていない。</p>	<p>福津市第 2 期子ども・子育て支援事業計画（素案）は、子ども・子育て分野における目標像や基本となる方針・施策の方向性を示すものとしており、個別・具体的な事業については、関係課において、関係団体・機関等と連携・共働し、この方向性に沿った取り組みとなるよう進めてまいります。</p> <p>「ファミリーサポートセンター」の今後の目標値については、前回の計画において、需要量の見込みと実績が全国的に大きく乖離が生じた事業であり、今回の計画策定において、需要量の見込みを行う際に、単的なアンケート回答のみでなく、就学前であれば実際の利用者、小学生であれば放課後のファミリーサポート利用希望者など、個別設問の回答結果において推計する旨、国からその方法が示されており、それに基づいた推計としております。また、実績においては直近の 2018 年を記載しておりますが、2017 年の実績は 66 件、2019 年は現状の利用状況で約 100 人と見込め</p>

	<p>チラシやポスターは若い親は見ないと思う。子どもにチラシを配っても子どもは親に渡さないこともあるし、チラシってすぐにゴミになるだけだと思う。もっとちがう方法がいいと思う。これまでやってきたことばかりで同じことをやっても変わらないと思うから新しいものを取り入れた方がいいと思う。</p> <p>第四章の実施計画の基本目標に「子どもの権利を守る」や、「子どもの活動を支える」とあり、基本的施策に書いてあることを実践していくためにも、フクスタの室内施設だけでなく、外遊びのできるプレーパークの運営・整備をしてほしい。</p>	<p>ることも含め、「100人」を設定しています。</p> <p>情報の周知方法については、重要な施策の一つとだと考えております。チラシやポスターについては、一定の効果が望めるため、継続してまいります。そのみに捕らわれず、今後も工夫しながら、各種の方策を講じていきたいと考えています。</p> <p>こどもたちの知育偏重や体力低下などの問題が指摘されて久しくなりますが、体験活動の重要性はますます増加しています。そこで、市では、プレーパークに限らず、スポーツやレクリエーション、文化、芸術、自然体験、職業体験、野外活動など、多種多様な体験活動の推進を図ってきましたが、今後も変わらず進めていきたいと考えています。</p>
32	<p>待機児童が増加している福津市に置いて、届出保育施設の役割は大きいと感じています。しかし、届出保育施設に関する補助は 53 ページに提示してある安全で衛生的な運営のための支援のみです。それも子どもの健診料として年間一人 1000 円です。届出保育施設の基準として内科健診を年 2 回、歯科健診を年 1 回が義務付けられています。内科健診を病院で受けもらうと 1200 円かかります。とても年間 1000 円では収まりません。</p> <p>また、職員健診として 4200 円が補助されていますが、これも義務付けられている検便代だけでも月に 1000 円弱かかるので年間 10000 円かかり、健康診断料まで含むと大幅な持ち出しになります。</p> <p>このような状況で安全、衛生的な運営の支援が行われているとは到底思えません。多様な保育、教育の充実をうたうのであれば、もっと届出保育施設への支援を充実させてほしいと思います。”</p>	<p>届出保育施設については、保育のニーズが多様化する中、こどもたちの健やかな成長を担う施設として、また、地域における幼児教育・保育の受け皿として、その役割や重要性が更に高まると考えております。安全で衛生的な運営のための支援については、こどもや職員の検診を定期的実施していただくための支援としての実施しており、保育の質を高める観点からも、かかる費用の一部を助成するものです。</p> <p>市の独自の施策として実施しており、市単独の財源で賄わなければなりません。現在、市では、幼児教育・保育の無償化や人口増加に伴う児童手当等の給付費の増加、待機児童の増加への対応など、限られ財源の中で厳しい財政運営を行っており安定した財源の確保ができていない状況であり、拡充については慎重な検討が必要と考えております。ご理解ください。</p>
33	<p>素案を拝読しました。まず、支援事業についてですが、利用経験と今後の利用のグラフを見るに、利用経験の少なさにたいして利用意向が多いことから、支援事業をより周知させてくべきだと感じました。今は SNS などの発展により何かを発信することが容易なので、これを活かして市民の認知度を上げることができれば、利用者は増加すると思います。知っていたら使う人がいるのに使われないのはもったいないと感じます。また今後の需要量の見込みと供給量ですが、失礼ながら見込みが甘いのではないかと感じました。福津市は人口が増加している中、支援事業の需要が減少していると見積もっているのは不自然だと思えます。</p>	<p>周知方法については、重要な施策の一つとだと考えております。具体的な周知方法については、今後も工夫しながら、ご意見を加味し、各種の方策を講じていきたいと考えています。</p> <p>また、重要量の見込みについては、利用意向等の設問の中で、例えば、「ファミリーサポートセンター」など、今後の目標値については、前回の計画において、需要量の見込みと実績が全国的に大きく乖離が生じた事業もあり、今回の計画策定において、需要量の見込みを行う際に、単的なアンケート回答のみでなく、就学前であれば実際の利用者、小学生であれば放課後のファミリーサポート利用希望者など、個別設問の回答結果において推計する旨、国からその方法が示されており、それに基づいた推計としております。また、実績においては直近の 2018 年を記載しており</p>



	<p>子どもの遊び場、遊び体験の充実ですが、遊び場をフクスタ以外にも設けるといいと思います。津屋崎や福間以外の地域からフクスタは遠く、中学生時代にはフクスタに行くというのは選択肢にありませんでした。また、フクスタでは外で遊ぶということはあまりできないので、外でのびのびと遊べる場所が増えればいいなと思っています。具体的にはプレーパークなどの活動を充実させれば、子どもは外で遊びやすくなると思います。</p>	<p>ますが、2017年の実績は66件、2019年は現状の利用状況で約100人と見込めることも含め、「100人」を設定しています。</p> <p>ご指摘のとおり日常生活の活動範囲が拠点となることが望ましいと考えます。こどもの多様な体験のために継続して検討していきます。</p> <p>こどもたちの知育偏重や体力低下などの問題が指摘されて久しくなりますが、体験活動の重要性はますます増加しています。そこで、市では、プレーパークに限らず、スポーツやレクリエーション、文化、芸術、自然体験、職業体験、野外活動など、多種多様な体験活動の推進を図ってきましたが、今後も変わらず進めていきたいと考えています。</p>
34	<p>現在認可外保育施設に子供が通っています。保育の認定を受けると無償化の対象になるそうですが、我が家は核家族で親戚も遠方で協力が得られず、まだ子供も小さかったので、家事や幼稚園時間外の家庭での保育に労力がいり、とても働ける環境ではありませんでした。子供はこの春卒園になり我が家は対象ではなくなりますが、認可幼稚園と認可外幼稚園の母親が働いていない家庭に対しての無償化の制度の差があり、おかしいと思います。この制度はすべての子供と家庭に対しての制度だと思いますが無償化は公平でなくてはならないと思います。認可外保育施設で家庭的な温かい保育の中、福津の自然の恵みを受け、大事に育ち、立派に感性豊かに子供は成長しここの保育は尊重されていると思います。</p>	<p>今般の幼児教育・保育の無償化は、国の制度として、①幼児教育の質が法律により制度的に担保された幼稚園、保育所、認定こども園等に通うこどもを対象とするとともに、②待機児童対策の観点から、届出保育施設等に通うこどものうち、保育の必要性のあるこどもについて対象とされたものです。</p> <p>したがって、届出保育施設における保育の必要性があるこどもについては、こどものための施設等利用給付の対象となる一方、保育の必要性のないこどもについては対象となりません。</p> <p>国において、こうした施設に通う保育の必要性のないこどもの保護者負担軽減の在り方については、地域における幼児教育の受け皿として地域の実情に応じ発展してきたことも踏まえ、各自治体において検討することとされていますが、その財源措置がなされていません。</p> <p>市では、保育のニーズが多様化する中、こどもたちの健やかな成長を担う施設として、また、地域における幼児教育・保育の受け皿として、重要な役割を果たすと考えておりますが、市の施策として実施する際は、独自の財源で賄わなければなりません。現在、市では、幼児教育・保育の無償化や人口増加に伴う児童手当等の給付費の増加、待機児童の増加への対応など、限られ財源の中で厳しい財政運営を行っており安定した財源の確保ができていない状況において実施は困難であると考えております。</p>
35	<p>届出保育施設に対して、安全で衛生的な運営のため支援を実施します。と記載がありますが、それは園児、職員の健康診断の補助金の事だと思っておりますが、園児は年に2回、職員は毎月の検便も実施しているわけで、全く足りていないのが現状です。</p> <p>保育園とは言うのは、保育に欠ける子ども達の為のものだと言いますがそれは共働きの家庭だけではないのではないかと思います。届出保育施設を運営し</p>	<p>届出保育施設については、保育のニーズが多様化する中、こどもたちの健やかな成長を担う施設として、また、地域における幼児教育・保育の受け皿として、その役割や重要性が更に高まると考えております。安全で衛生的な運営のための支援については、こどもや職員の検診を定期的に行うための支援としての実施しており、保育の質を高める観点からも、かかる費用の一部を助成するものです。市の独自の施策として実施しており、市単独の財源で賄わなければなりません。</p>

	<p>ている中で、やはり色々な家庭の事情を持つ方がいます。子育てに悩み苦しんでいるお母さんや、二人目を妊娠出産し、育児休暇をとって下の子の母親を必要とする大事な時期の子育てをしっかりとしたいが、上の子は認可保育園を辞めさせられる。突発的な保護者の入院、どうしても人数の多い保育園に馴染めないなど、保育に欠ける理由は就労だけではありません。届出保育施設は、認可保育園の待機児童の為だけにあるわけではないのです。そのような家庭はどうすればいいのでしょうか？悪い方向にいくのが目に浮かびます。届出保育施設を運営していくのは本当に安定せず厳しいです。でも就労以外で保育に欠ける子ども達がいる限り潰したくありません。どうか届出保育施設の必要性をもっと理解して頂き、支援して頂ける事を切に願います。”</p>	<p>現在、市では、幼児教育・保育の無償化や人口増加に伴う児童手当等の給付費の増加、待機児童の増加への対応など、限られ財源の中で厳しい財政運営を行っており安定した財源の確保ができていない状況であり、拡充については慎重な検討が必要と考えております。ご理解ください。</p>
36	<p>施策の具体的な取り組みの中で（１）子どもの権利を守る①子どもの権利の周知と記されていました。 自分が福津市に住んでいて、子どもの人権に関する啓発活動を進めているようには思えません。子どもの権利をたくさんの人に知ってもらい理解してもらう為にも「こどもの権利条例の制定」を計画の中に入れてほしいと思います。</p> <p>子どもの遊び場、遊び体験の充実という点で、プレーパークはとても有効な場所であると思います。 プレーパークの整備、運営も計画に入れてほしいです。</p>	<p>こども条例については平成 26 年に制定を目指しましたが、児童の基本的人権に関しては日本国憲法で保障されており、子どもの権利条約を批准することにより、新たな立法処置を行う必要がないとのことや、市民参画・共働や権利侵害の際の救済機関も指導・勧告の権限がないなど不十分であるとのことなどから可決にはいたりませんでした。それ以降平成 28 年改正された児童福祉法においては児童の権利に関する理念を明確化され、児童虐待の禁止や児童相談所の体制強化が盛り込まれたことなどから、こどもの権利を守るための法的な整備が進んできています。今後における条例の必要性や方向性を慎重に検討していく予定です。</p> <p>こどもたちの知育偏重や体力低下などの問題が指摘されて久しくなりますが、体験活動の重要性はますます増加しています。そこで、市では、プレーパークに限らず、スポーツやレクリエーション、文化、芸術、自然体験、職業体験、野外活動など、多種多様な体験活動の推進を図ってきましたが、今後も変わらず進めていきたいと考えています。</p>
37	<p>第 4 章実施計画の基本目標 1 の（１）「子どもの権利を守る」があり、たいへん良いと感じましたが、具体的な取り組み方法が全く書かれていません。 周知を広げるには、条例を作らなくてはいけないと思います。子どもが自分で相談に行く場もない状況ですのでそこもふくめて、「子ども条例」の制定を計画に入れてほしいと思います。 このことは国連子どもの権利委員会の最終所見にも大きくあつかわれました。 これから“SDGs”をめざす福津市としてははずかしくない条例を市民とともにめざしてほしいとねがっています。</p>	<p>こども条例については平成 26 年に制定を目指しましたが、児童の基本的人権に関しては日本国憲法で保障されており、子どもの権利条約を批准することにより、新たな立法処置を行う必要がないとのことや、市民参画・共働や権利侵害の際の救済機関も指導・勧告の権限がないなど不十分であるとのことなどから可決にはいたりませんでした。それ以降平成 28 年改正された児童福祉法においては児童の権利に関する理念を明確化され、児童虐待の禁止や児童相談所の体制強化が盛り込まれたことなどから、こどもの権利を守るための法的な整備が進んできています。今後における条例の必要性や方向性を慎重に検討していく予定です。</p>

	<p>(3)「こどもの活動を支える」の中に子どもの遊び場や多様な体験の必要性が書かれているのはよいが、市の行っている“フクスタ”だけですませようとしていることにおかしさを感じる。</p> <p>行政の中で”あそび“が十分確保されるはずはなく、又、不足しているのは戸外のあそびであるのにあの程度の場所では何にもならない(一部の利用になっているし、不登校の子の居場所にすらなっていない)“プレーパーク”などの力をかりて市としてしっかりと“プレーパーク”づくりにとりかかなくてはならない時だと思う。</p> <p>プレーパークを予算化するという項目を作って頂きたい。</p>	<p>こどもたちの知育偏重や体力低下などの問題が指摘されて久しくなりますが、体験活動の重要性はますます増加しています。そこで、市では、プレーパークに限らず、スポーツやレクリエーション、文化、芸術、自然体験、職業体験、野外活動など、多種多様な体験活動の推進を図ってきましたが、今後も変わらず進めていきたいと考えています。</p>
38	<p>福津市まちづくり計画に子どもの権利条約の事が入っていません。</p> <p>第1期子ども・子育て支援事業計画には、子どもの権利の周知は明記されていましたが、今回はふれられてもいません。</p> <p>子どもだけで相談できる窓口を設置したりして、いじめの防止をする事が重要です。</p> <p>子どもの権利を周知し、いじめや児童虐待を防止し、相談できる窓口を確保するためにも、「子どもの権利条約の制定」を計画に入れて下さい。</p>	<p>こども条例については平成26年に制定を目指しましたが、児童の基本的な人権に関しては日本国憲法で保障されており、子どもの権利条約を批准することにより、新たな立法処置を行う必要がないとのことや、市民参画・共働や権利侵害の際の救済機関も指導・勧告の権限がないなど不十分であるとのことなどから可決にはいたりませんでした。それ以降平成28年改正された児童福祉法においては児童の権利に関する理念を明確化され、児童虐待の禁止や児童相談所の体制強化が盛り込まれたことなどから、こどもの権利を守るための法的な整備が進んできています。今後における条例の必要性や方向性を慎重に検討していく予定です。</p>
39	<p>プレーパークの整備、運営が入っていません。</p> <p>プレーパークは市民が利用している遊び場として長年定着してきている場所です。</p> <p>民間まかせにしないで、福津市として宗像市のようにプレーパークを民間と行政の共働により整備、運営されるよう計画に入れて下さい。</p>	<p>こどもたちの知育偏重や体力低下などの問題が指摘されて久しくなりますが、体験活動の重要性はますます増加しています。そこで、市では、プレーパークに限らず、スポーツやレクリエーション、文化、芸術、自然体験、職業体験、野外活動など、多種多様な体験活動の推進を図ってきましたが、今後も変わらず進めていきたいと考えています。</p>
40	<p>昨年秋に、鳥栖市より引越して来ました。</p> <p>小学生の子供と未就園児の子供を一緒にあそばせる場所(スペース)がなく、毎日家にこもったり、イオンであるかせることしかできません。</p> <p>小学生の子供を遊ばせるスペース(たとえば体育館(勤労者たいくかん))などを作って欲しいです。</p> <p>ちなみに鳥栖には児童センターがあり、体育館で子供たちが自由にあそんでました。ひきこもると友達も出来ずウツになりそうです。</p>	<p>子育て支援センターでは未就学児と保護者を対象に遊びや交流、相談事業を行っています。隣接した児童センターでは小学生から高校生まで(18歳まで)が利用できる遊び、学習室、交流の場を提供していますのでご利用ください。</p>

41	<p>竹尾緑地周回遊歩道を施地して欲しい。現況、池の近く迄で行止まりこれを遊歩道で巡回する歩道を造って欲しい。</p> <p>公園は多く造っているが、サッカー、野球が出来ない公園では意味がない。青少年のスケートボードで遊べる場をもうけて欲しい。</p>	<p>遊歩道整備については、限られた予算の中で実施が困難な状況です。ご意見の箇所を含めて、でき得る限り周回路の確保に向けて、維持管理業務内容の検討や変更などを行ってまいります。</p> <p>ボール遊びについては、様々な市民の方々が利用されている公園であり、安全を第一に考えて、原則禁止とさせていただいております。しかし、ボール遊びのできる公園の要望も多数寄せられており、各地域でのルール作りや理解のもと、有効利用が図れるよう今後地域の皆様と協議を重ねながら、よりよい公園管理を行っていく方針です。</p> <p>スケートボード場についても、遊歩道整備同様に実施が困難な状況です。しかし、老朽化していく多くの公園への対応も課題の一つであり、対応の際には、皆様のニーズに沿った施設への改修や改善を行っていきたいと考えています。</p>
42	<p>中学生の頃から利用しているエンゼルスポットがちょうど受験がある大事な年になると聞きとてもショックでした。</p> <p>駅でおりてすぐ勉強できるため、時間ロスがなくとても有意義にエンゼルスポットのおかげで生活できていました。</p> <p>どうにかエンゼルスポットを継続してほしいです。</p> <p>フクスタは駅からとおく便利がわるいので、フクスタをなくしてエンゼルを継続とかできませんか。よろしくおねがいします。</p> <p>市長のマニフェストに「エンゼルスポットの継続」と書いてあった。</p> <p>なくさないような努力をしてくれたのかも分からないし、こうやく違反だと思ふ。</p> <p>受験期になくされるのはほんとうに困る。いきなり「1ヶ月後になくす」とか言われても受験勉強はここ（エンゼル）でがんばる計画しかたててなかったから受験の可否にも大きく関わってくるし、人生にも大きく関わる。</p> <p>こんな簡単になくされても困る。どうかご検討おねがいします。</p>	<p>子育て世代や小・中高生に愛され利用されてきたエンゼルスポットは賃貸借契約が終了し閉館させていただくことになりました。エンゼルスポットは平成29年度中に廃止の方針でしたが、契約満了の令和元年11月末まで継続し、さらに受験生等を考慮し3月15日まで延長をお願いしました。その後の施設利用継続について模索、検討を重ねましたが、今後見込まれる子育て教育環境の整備のため大切な施設ですが閉館という結論となりました。</p>
43	<p>エンゼルは福津市に住む学生が勉強できる大切な場所です。</p> <p>フクスタでは駅を利用している学生の私たちにとって多くの移動時間を用いてしまいます。</p> <p>そのため、福間駅にあるエンゼルは私たちにとって、受験や試験に向けて勉強できる唯一の場所でした。</p> <p>そんな場所がなくなるのは今の学生にとってももちろん、これからの学生にとっても良くないことだと思います。</p> <p>児童が増えている福津市に必要な場所です。</p>	<p>子育て世代や小・中高生に愛され利用されてきたエンゼルスポットは賃貸借契約が終了し閉館させていただくことになりました。施設利用継続について模索、検討を重ねましたが、今後見込まれる子育て教育環境の整備のため大切な施設ですが閉館という結論となりました。</p>

	<p>大変なこととは思いますが、私たち学生の勉強場所が無くならないことを願っています。よろしくお願いします。</p>	
	<p>これから5年間の子ども子育て支援事業計画は、令和2年度中に設置予定である子育て世代包括支援センター設置にも大きくかかわるとも大事な計画である。</p> <p>今までのこどもの国推進協議会だけでこれだけの内容を決めるのは難しかったのではないだろうか。</p> <p>P22 小学生の平日の放課後の過ごし方で、児童センターフクスタで過ごすのが0%。</p> <p>P23 小学生の児童センターフクスタの利用は 21.7%で、利用している小学生は1か月当たり1.28回しか利用しておらず、少ない。</p> <p>子どものための施設、児童センターなのに利用がかなり少ない。</p> <p>この結果をどうとらえ、改善していくのか。フクスタの利用についての大きな見直しや改善、フクスタ倶楽部の子どもたちによる運営の見直し、NPO 等との連携や共働も早急に必要だと思う。</p>	<p>本協議会はさまざまな組織から知見をお持ちの委員さんで構成され子育て支援についてさまざまな視点から議論いただき本計画素案を策定しました。フクスタの利用者はここ数年小・中・高校生ともにほぼ横ばいの利用者数です。ご指摘の午前中の利用など改善すべき問題点はこどもが参画する仕組みを基本として市民と連携共働し検討したいと考えます。</p>
44	<p>P25 今後の利用意向について記載してあるが、①～⑥までは、子育て支援事業、⑦～⑨は子育て情報発信のツール（手段）で、事業と手段が混在していて、この質問で何を把握し、次に生かしたかったのだろうか。</p> <p>今後必要な子育て支援事業と、情報発信や啓発、周知のための手段は別々に切り離しての質問にした方が良かったと感じた。</p>	<p>この設問項目を設定したのは、前回との比較をするために項目をそろえたこと、また、このような調査の場合、広く市民、とくに子育て中の保護者に対して子育てで利用できる、あるいは相談できる主要施設にはこのようなものがあるという啓発を兼ねていること、かつそれら施設等のことを知るための情報入手の手段としては、このようなものがあるということも啓発する必要があると判断したためです。</p>
	<p>P32 (1) こどもの権利を守る こどもの人権を守るための法整備は進んできているが、市民の理解がまだ不十分とは言えません。市理解を促進するための働きかけが必要。</p> <p>P38 こども達一人一人が自ら育つ力を持っています。こどもの力を十分にはっきできるように、こどもの最善の利益を守ることが重要。</p> <p>P39 子どもと子育てを喜びを持って支える地域にしよう。</p> <p>その為には、子どもの権利条約を制定する必要がある、計画に入れて進めて欲しい。</p>	<p>こども条例については平成26年に制定を目指しましたが、児童の基本的な人権に関しては日本国憲法で保障されており、子どもの権利条約を批准することにより、新たな立法処置を行う必要がないとのことや、市民参画・共働や権利侵害の際の救済機関も指導・勧告の権限がないなど不十分であるとのことなどから可決にはいたりませんでした。それ以降平成28年改正された児童福祉法においては児童の権利に関する理念を明確化され、児童虐待の禁止や児童相談所の体制強化が盛り込まれたことなどから、こどもの権利を守るための法的な整備が進んできています。今後における条例の必要性や方向性を慎重に検討していく予定です。</p>
	<p>P33 に書かれているアンケート結果では、教育・保育事業を利用している人は58.8%と前回調査とほぼ変わらず。幼稚園と保育所の利用は約22%とほぼ同じ割合。また、今後の利用意向では、保育所が55.6%、幼稚園が56.7%と約1%上回り、幼稚園利用意向が高い。</p> <p>このことから、生まれてしばらくは家庭で子育てをしたいと思っている人が</p>	<p>ご指摘のとおりかと考えています。このような分析視点を今後の施策に活かしたいと思います。</p>

<p>多い。働くとしても幼稚園に預ける時間内での仕事を考えている人も多いのではないだろうか。</p>	
<p>市では0歳から3歳までの子どもの人口が増えている上に、家庭で子育てをしたいと思っている人が多いという事は、親子の遊び場や交流、相談ができる子育てサロンに通う人、利用する人が増えると想定する。</p> <p>今年度末で福岡駅のエンゼルスポットが閉館となるため、これに代わる場所を早急に準備しなければ、子育て支援センターなかよしだけでは、この役割が担いきれるのだろうか。疑問である。</p> <p>P35 こどもが生活する地域環境を整備する。転入者の増加で、身近に相談相手のいない子育て世代が増加、地域の中に、子育て世代が安心して集い交流できる場が広がっていくような取組み。</p> <p>その為にも交流できる居場所づくりが早急に必要で、郷づくりや公民館での居場所づくりの強化や、行政の連携、協議、支援も必要。</p>	<p>エンゼルスポットで実施していた事業は、子育て支援センター及び児童センターにおいて同様に実施できると考えています。</p> <p>また地域の子育て力の向上を図ることも重要と考えています。郷づくり推進協議会などと連携し親子が集える場所や交流支援を考えたいと思います。</p>
<p>P45②いじめ、不登校の対応5行目「学校復帰を目指すために。」は教育機会確保法が出されてからは、使われなくなっています。文言が今は変わっている。学校復帰という結果のみを目標にするのではなく児童生徒の社会的自立を目指す。となっています。</p> <p>いじめ不登校児童生徒や親の相談場所や支援体制、学校以外の居場所づくりも、早急に必要。</p>	<p>ご指摘のとおり、教育機会確保法&lt;義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号）&gt;の趣旨に沿ったものではなく、学校復帰を前提としたものとなっていたため、P45 2（1）②いじめ、不登校の対応について、3行目の「今後も」以降を次のように修正いたします。</p> <p>「今後も、いじめの早期発見の取り組みや不登校児童生徒への支援については、教育機会確保法&lt;義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号）&gt;の趣旨に沿って、こどもたちが自分の力を取り戻し、自らの将来を主体に捉え、社会的に自立することを目指して関係機関が連携・共働するとともに、こどもの多様性を認め、寄り添い、こどもたちが自分の力を発揮できる場所や学習の機会を提供します。また、継続的にいじめ防止対策や不登校支援について、意識啓発を進めます。」</p>
<p>45 基本目標1子どもの持っている力を最大限に尊重しよう（3）子どもの活動を支える①こどもの遊び場、遊び体験の充実</p> <p>子ども（未就学児）が安心して遊べる環境（こどもの発達を促すおもちゃ、スタッフの方のかかわり方、駅直結で行き易い、14:00で高校生の時間になるので生活のリズムをつくり易い環境など…</p> <p>福津市内で一番安心して子どもと過ごせる場所がエンゼルスポットでした。ネフの積木、キューボロ、木琴の心地よい音の中でいつもスタッフの先生が笑顔で迎えてくれて長女が幼稚園に行きたくないと言っていた時期に受け入れてくれたのもエンゼルスポットの皆さんでした。なかよしは広すぎて子ども2人</p>	<p>エンゼルスポットで実施していた事業は子育て支援センター及び児童センターにおいて同様に実施します。様々な玩具も設置しており、また隣接する児童センターを使い、親子遊び講座や育児講座等イベントも行っております。今後も子育て支援センターが過ごしやすい、居心地の良い場所になるように工夫していきたいと考えていきます。</p>

	<p>が散らばってしまい一緒になかなか過ごせず行きにくく遊び場としては最下位です。(土日どこも行けない時に利用)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●エンゼルスポットの再開</li> <li>●なかよし・フクスタの管理的な運営、かかわりの改善</li> </ul> <p>2点を強く望みます。</p>	
46	<p>エンゼルスポットを継続してほしいです。 私は毎日エントリーを利用しています。 これから受験もあるので勉強スペースがなくなると、とても困ります。 駅にあるので学校帰りに寄って帰る場所がほしいです。 これからの学生のためにも継続してほしいです。おねがいします。</p>	<p>子育て世代や小・中高生に愛され利用されてきたエンゼルスポットは賃貸借契約が終了し閉館させていただくことになりました。施設利用継続について模索、検討を重ねましたが、今後見込まれる子育て教育環境の整備のため大切な施設ですが閉館という結論となりました。</p>